

平成 25 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 25 年 9 月 26 日（木曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一

会計管理者 紺野 哲哉

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 長瀬 義博

主事 熊谷 路子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

今定例会も本日で通算 17 日目です。本会議 4 日目でございますので、きょうも一般質問ですが、慎重な御審議をよろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 106 条の規定により、議長において竹谷英昭議員及び柳原清議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力を願います。

3 番江口正夫議員。

（3 番 江口正夫議員登壇）

○3 番（江口正夫議員）

通告どおり、災害時避難対策等の実効性向上について質問をいたします。

本年 8 月 30 日から気象等の特別警報の運用が開始されました。御存じのように、特別警報の基準は、大雨、暴風等の気象現象が数十年に一度の規模になることが予想される場合に発令されます。近年、局地的集中豪雨が各地で発生し、土砂災害、洪水、浸水によって各地に甚大な被害をもたらしています。東北地方では先月 9 日に秋田県、岩手県で大雨により浸水家屋が 1,800 棟以上、死者 8 名の大きな被害が出ました。ここ 10 年間における 1 時間降水量 50 ミリ以上の短時間強雨の年間発生回数は平均で 226 回増加しております。

災害のたびに大きな被害が発生する要因に、避難勧告等が適切なタイミングで適当な地域に発令できていないこと、住民への迅速、確実な情報、避難勧告等の伝達が難しいこと、避難勧告等が伝わっても住民が避難しないことにあると内閣府の集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会が分析、報告しております。今回の秋田県、岩手県の集中豪雨においても、避難勧告等が住民に伝わらなかった、あるいは住民自身が大丈夫だと過信して避難がおくれたという原因で被害が大きくなったと報道されています。

本市においては、過去の水害で、昭和 61 年 8 月の台風 10 号による総降水量 394 ミリ、床上浸水及び床下浸水家屋等は約 4,300 棟、総被害額 52 億円余り。また、平成 6 年 9 月の集中豪雨においては、総降水量 304.5 ミリ、県全体の被害額は 628 億円に上っています。そこで、私は、昨今頻発している集中豪雨に対して、いかにして被害を最小限に食い止め市民の生命と財産の安全を守るかの視点から質問をいたします。

本市の地域防災計画は現在見直し中ではありますが、恐らく地震、津波災害対策に力点が置かれていると思われませんが、局地的集中豪雨による水害対策にも十分注意を払う必要があると思います。

そこで、まず第 1 点は、各地で頻発し、甚大な被害をもたらしている局地的集中豪雨の脅威についてどのような認識をお持ちですか、お伺いします。

次に、第 2 点は、避難勧告等の発令基準の条件に気象警報及び降水量の数値基準を設定すべきと考えます。現在は河川の水位によって避難勧告等の条件が示されていますが、内水

氾濫対策が十分考慮されているようには思えないのです。そこで、避難勧告等の発令基準の条件に具体的に気象警報とあわせて1時間当たりの降水量と予想総降水量を明示すべきと考えます。例えば、大雨警報が発令され、かつ1時間当たり50ミリ以上、予想総降水量300ミリの場合に避難準備情報の発出を条件とし、状況の推移によって特別警報の発令が予想される状況または発令された場合には、直ちに避難勧告、避難指示の発令を行うようにする。また、各区域によっては地形の高低、排水能力等が異なることから、特に降水量をもとに浸水想定区域図を整備し、避難勧告等の迅速な判断を容易にすべきと考えます。避難勧告等の発令基準の条件を気象警報と降水量の数値を基準にし、あわせて浸水想定区域図を参考にすることにより、一定の客観的基準により、混乱した状況の中でも冷静かつ至当な判断ができるものと思います。

以上の2点について御見解を伺います。

また、早目の避難準備情報の伝達は、とりわけ災害弱者の避難、そして市民に避難準備を促すもので、避難勧告等が予想される重大な事態に至らなくて空振りとなっても、市民の生命・財産の安全が守られることが第一義であり、早目の決断が最善であることは言うまでもありません。

次に、第3点でございますが、災害時、市民に情報が適時適切に伝達され、安全確実に避難をさせるかであります。情報の伝達手段として、メール、防災無線、テレビ、ラジオ等の各手段がございますが、停電や集中豪雨の激しい音で防災無線の放送が消される状況等、不測の事態も考えられるため、確実な手段としての広報車や消防団による呼びかけ情報伝達は重要であります。加えて、集中豪雨災害の特徴として、短時間に急速に被害が拡大するおそれがあることから、迅速性の観点からも、補足手段として災害対策本部と各行政区長や自主防災組織の長、自治会長、民生委員等との間の連絡網を整備し、あらかじめ情報伝達責任者として指定し、住民への伝達体制を確保しておくことは重要と思いますが、いかがお考えですか。

次に、第4点として、避難勧告等が発令される事態や発令された場合に、いかにして市民が迅速、確実に避難を行うかという点であります。先ほど触れましたが、避難勧告等が発令されても、住民みずからの判断により避難をせず、大きな被害につながる事例が見られます。3・11東日本大震災で津波被災の経験から津波に対する警戒感は強いと思われませんが、集中豪雨に対する警戒感は比較的希薄であり、過信から避難しないケースがあります。1例として、平成16年7月の新潟豪雨では、全半壊5,000棟以上、死者16名の甚大な被害が出ましたが、その実態調査報告書には、避難勧告の発令を知っていたという対象住民は21.9%、近所の人や周りの人が避難し始めたという状況を知っていた住民は36.2%と低く、豪雨災害の危険認知度の希薄さが指摘されております。

そこで、津波同様、集中豪雨に対する警戒感の意識づけのため、内水ハザードマップの作成、配布、そしてあらゆる機会を通じて啓発を図ることが求められると思いますが、御見解をお伺いします。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

江口議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の局地的集中豪雨の脅威についてですが、近年の国内各地における被害の状況は、これまでに本市が受けた集中豪雨よりもさらに局地的で、かつ短時間に多量の降水量をもたらすものであり、本市においてもいつ発生してもおかしくない災害であると認識しております。また、局地的集中豪雨は地震津波災害と同様、短時間のうちに大きな被害が発生するものですので、国、県やメディアなどからの情報収集と防災行政無線及び広報車、消防団等の協力による住民への伝達を迅速、確実に行うことが重要であると考えております。

2 点目の避難勧告等の発令基準の条件に気象警報とあわせて降水量の数値基準を設定すべきとの御質問についてですが、本市における避難勧告等の発令要件としましては、七北田川及び砂押川の水位を基準として、「避難準備情報」「避難勧告」さらには「避難指示」を発令するよう地域防災計画に規定しております。例えば、砂押川の水位観測地点である八幡橋の水位が氾濫注意水位の 2.4 メートルに達したときには「避難準備情報」を、同じく八幡橋の水位が避難判断水位 2.8 メートルに達し、氾濫危険水位程度まで上昇するおそれがあるときには「避難勧告」を発令することを規定しております。降水量を基準とする避難基準は現在定めておりませんが、本市として迅速かつ確かな災害対応策を実施するため、1 時間当たりの降水量が 15 ミリを超えたときや降り始めからの積算降水量が 50 ミリを超えたときなどには「防災緊急対策会議」を開催することとしており、その後、状況の変化に応じて段階的に「災害警戒本部」や「災害対策本部」を設置し、対応していくこととしております。

なお、今までに経験したことのない大雨に係る特別警報等が発令された場合の対応として、予想降水量を考慮した避難指示等の判断基準を検討してまいります。

また、集中豪雨により既に浸水している地域で外に出ることがむしろ危険な場合も想定されますので、直ちに命を守る行動をとることについて啓発も行っております。

3 点目の災害情報の伝達体制についてでございますが、局地的集中豪雨等の災害の特性を考慮して、迅速かつ確実に伝達するとともに市民の生命・財産を守ることを最優先とした連絡体制を確立してまいります。また、災害対策本部と各行政区長、自主防災組織の長等との間の連絡体制を整備するとともに、住民、特に災害時要援護者に対する避難準備の連絡手段については、区長や民生委員等の協力を得て、安全確実な避難態勢を確保されるよう努めてまいります。

4 点目の内水ハザードマップの作成及び啓発活動についての御質問でございますが、内水ハザードマップの作成については、予定はしておりません。

雨水対策、いわゆる内水氾濫にかかわる被害想定については、下水道事業全体計画の見直し及び総合治水対策の中での策定作業を進めておりますので、策定後、その内容を周知してまいりますとともに、これらを活用して市民の防災意識の向上を目的とした防災講話等の啓発活動を計画してまいります。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

3 番江口議員。

○3 番（江口正夫議員）

まず、第1点目の集中豪雨の脅威については、認識を共有しているということで確認をさせていただきました。

2点目以降につきまして再質問をさせていただきたいと思います。

まず、避難勧告の発令基準に気象警報、降水量の数値基準を設定してはいかがかという点でございますが、どこの自治体もほとんど外水氾濫を基準に、先ほど市長が言われたような水位、注意水位とか判断基準水位とか危険水位とか、それをもとに発令基準を設定しておりますが、しかし一部、他の自治体においても、1時間当たり50ミリ以上の集中豪雨については今後の推移を見ながらということで数値をきちんと設定しているところもございます。これは滋賀県、あるいは神奈川県自治体でございますけれども、できれば、そういう数値的なものも考えて整備をされていってはいかがかということでベター論ですので、今後研究していただきたいなというふうに希望いたします。

2点目の、申し上げたいのは浸水想定区域図ですけれども、今の地域防災計画の中では県の河川課が持っております県内の河川別の浸水想定区域になっています。したがって、多賀城市全体についての想定図になっております。これは地域防災計画の中にも添付されております。それから、もう一つは地方整備局が出しております浸水リスクマップというのがございます。これも同じように全体をあらわしている。それについては、条件は1時間に100ミリを超える降雨があった場合にはこういう浸水がありますよと、はっきり言ってアバウトな面がございますが、私が言いたいのは、多賀城市も広うございますので、いろいろ地形も違います。あるいは、河川に近いところ、遠いところ。あるいは、排水能力の悪いところ、いいところ。いろいろな条件がございますので、もう少しエリアごとに、特に地域防災計画の中に書いてございます内水氾濫危険性というところに触れられているんですけれども、そういった危険度が高いところは重点的に、区域図も絞って整備をされておれば、集中豪雨が起きた場合に何ミリ以上であれば、例えばほかの自治体でも50ミリあるいは70ミリあるいは100ミリといったことで区域図を整備しているところもございます。そういったことも参考にして研究していただければと思います。

それから、3点目につきましては、連絡網の体制がどうだということですが、災害時要援護者支援ガイドラインというのがございますけれども、これによりますと結局、防災準備情報が出た時点で各区長のところに情報が伝わり、各区長は地域支援員という表現で伝わるようになっております。これは行動フローということで上がっております。しかし、本当に実際に、計画はされているけれども、区長とか、あるいは地域支援員の方に、こういうふうな流れで、こういうふうに伝えてちょうだいよというしっかりとした約束の取り決めが実際にされているのか、計画だけなのかというところが危惧されるので、そこを確認させていただきたいと思います。

それから最後ですが、4点目の内水ハザードマップ、これにつきましては自治体によってはつくっているところもございます。浸水深0.5メートル、あるいは1メートル、3メートルという段階的に、住民としてはこういう危険性があるから、こういう行動をとってください。先ほど市長が触れられたように、逃げるだけじゃなくて2階に上がるとか、そういうきめ細かな行動を記述された内水ハザードマップも出されているところもございます。それで、今回防災減災手帳というものがつくられると。そこをちょっと見てみましたところ、オリジナルのところ大雨時の雨水浸水ハザードマップを作成するようになってみたいですが、これは確認していません。インターネットで調べただけですから。そこで、その項目のところ内水ハザードマップ的な、住民の行動とか、あるいはこういう危険性があるとか、そういうところをその中に入れられてつくれたら一番いいのかなと。もし時間的に間に合わないのであれば、大雨時の雨水浸水については、こういうマニュアル

ルというか行動要領みたいな、そういうものを資料として配布できるようなものをつくってはいかがかなと思います。

以上、大きくは3点、再質問としてお願いします。

○議長（板橋惠一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

再質問にお答え申し上げますけれども、2番目の50ミリ以上降った場合に数値的なものの判断でということで、その辺のことももう少し研究してまいりたいと思います。

また、エリアごとに内水氾濫とか危険度が高いところについては、何ミリ以上のときは参考にして研究してみたらということでございますけれども、その辺も大体、氾濫する、あるいは雨が降って大変なところというのは、大体今までデータをとっているわけでございますから、その辺も研究して、危険度が高いところには早目に通報するなりなんか、その辺の仕組みづくりももう少し探求してまいりたいと思っております。

それから、3番目の連絡網がしっかりしているのかということでございますけれども、例えば今回の津波だけでも、例えば鶴ヶ谷は私はモデル的なケースではないかなと。津波から避難するときも、毎週月曜日だったか、たしか連絡網、レシーバーを皆持っていて、各班ごとにレシーバーを持っていて、毎週1回はそれをチェックするというので。だから、津波から逃げろというときも、たしか小学校、あそこは逃げるところが天真小学校でございましてけれども、余震のときも一番早いのがあそこだったんじゃないかなと。ああいうふうな連絡網、きめ細かな連絡網をできれば将来的にはつくるのが理想かなと思っておりますけれども、細かい点はあと総務部長のほうから答えさせたいと思っておりますし、4点目のきめ細かな内水ハザードマップということ、あるいは行動要領につきましても、総務部長のほうから答えさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（板橋惠一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

まず、連絡の体制の関係でございますけれども、各区長のところには防災行政無線の戸別受信機が配置されております。そこを経由すれば確実な情報が伝達されるということもございまして。それから、一般の方々に対しては、特に大変な雨が降っているときには、なかなか防災行政無線それ自体も聞き取りにくいという状況が発生するかと思います。皆さん携帯電話あるいはスマートフォンをお持ちということでありますので、それらを前提とした形の情報の連絡であったり、細かい気象情報の連絡であったり、そういったことも可能なのではないかと。そういったような取り組みも今後いろいろ検討してまいりたいと思っております。とにかく、極めてローカルな情報をいかに確実に市民の方々ところに届けるかといったところが肝心かと思っておりますので、そういったような取り組みもしてまいりたいと思っております。

それから、防災減災手帳の関係でございますけれども、補正予算の審議のときにもお話しさせていただきましたとおり、津波災害に対する、あるいは地震災害に対する防災減災手帳ということではなくて、あらゆる自然災害に対する、いわゆる防災上の心構え、行動、そういったものを記す予定にしております。したがって、こういった大雨時の対応に

関しましても、そういった形の情報があって、それらをどう活用するかということについてもしっかりと周知してまいりたい。特に、何も起こっていないときの訓練が非常に大切なのではないかと思っております。ある意味、そういった訓練を積み重ねることによって、いわゆる危機に際したときの行動につなげるという形が最も望ましい状況でございますので、そのような対応をさせていただきたいと思っております。

それから、オリジナルの項目については、議員御指摘のとおり、何らかの形でそういったものがこの中に盛り込めるように、いろいろ検討してまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

3番江口議員。

○3番（江口正夫議員）

私としては、前向きな御回答をいただいたというふうに認識しております。中には、例えば浸水想定区域図については若干長期の研究あるいは調査、あるいは予算が少しかかるといような事業も進める上であるかなと思えますけれども、市民の生命と財産を守るという観点からすれば安いものでございますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（9番 佐藤恵子議員登壇）

○9番（佐藤恵子議員）

東京オリンピックの7年後の開催が決まり、マスコミ等の報道や国民の関心があつた震災から薄れていく、そういうことがあるのではないかと被災者の皆さんが危惧している中、あの震災から2年半が過ぎました。この間、商工会を初めとした官民挙げての復興への取り組みの中で、市内でも多くの企業、事業者がグループ補助を受け仕事を再開し、地域の経済の回復と雇用の確保に大切な役割を果たしてきております。被災者の住まいの再建とともにわいの再建、雇用の確保は、復興へのまさに2本柱と言うべきものでございます。そのために、国や県はもちろん市としても、できることについては最大限力を注いでいかなければならないと考えています。

その立場に立って、最初に市内の中小企業者への支援、雇用と人材確保について伺います。

1つ目は、中小企業者への経営支援策として中小事業者が利用しているマル経融資、小規模事業者経営改善貸付金について、市が独自に利子補給を行うことが必要と考えます。事業を再開しても市全体としてはまだ復興途上にあり、売り上げが伸びず、販路も思うように確保できず、新たな運転資金や設備投資が必要な事業者がふえてきております。多賀城市で事業を再開、継続して必死に頑張り、地域の経済と雇用を支える役割を果たしている事業者を励ます大事な施策だと考えます。市長の答弁を求めます。

また、あわせて市の中小企業振興資金の金利引き下げ、さらに資金繰りへの需要がふえる12月や年度末に向けて、市として今から相談態勢を強めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2つ目は、中小企業グループ補助事業についてでございます。平成25年度から商店街型の支援制度が拡充されました。共同店舗の新設や街区の再開発に付随する環境整備、にぎわい創出のためのイベント事業の費用が補助対象となりました。共同店舗の新設は被災した事業者が自社の復旧をするのではなく、複数の被災した事業者が集まり、共同店舗として復旧する場合に補助の対象となります。仮設店舗の事業者を初め市内の被災事業者の現状や要望をよく調査し、多賀城市としてこの事業を活用した町の再生への取り組みにイニシアチブを発揮すべきと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

3つ目は、多賀城市で、これからの震災復興、将来の多賀城市の新しいまちづくりを見据えた人材育成・確保の対策です。

日本経済は長期にわたるデフレ不況で、この十数年間国民の所得は減り続け、労働者の年収は平均で70万円も減少しました。学ぶ意欲があっても経済的理由で進学を断念せざるを得ない子供たちがふえております。市としても人材育成・確保の観点からも高校生、大学生の奨学金の無利子枠を抜本的に拡充することや被災世帯を初め低所得者を対象とした返済の必要のない給付型奨学金の創設を国に働きかけていくべきと考えます。

同時に、多賀城市としても独自の人材育成・確保の対策が求められております。その具体的な施策の一つとして、仙台市も行っている国の教育ローンを受けている高校生への奨学金借り入れ制度の利子補給を多賀城市でも行ってはいかがでしょうか。

大きな質問の次に入ります。災害公営住宅の建設と入居への支援についてお伺いいたします。

1つは、災害公営住宅の入居の見通しについて、多賀城市では532戸の整備計画ですが、この間、市は用地確保を初め建設推進のためにいろいろ努力をされてきていることは承知しております。しかし、それでも一番早い桜木地域の災害公営住宅の入居は来年秋で、最後の入居は平成27年度中にずれ込むという状況であるようです。仮設住宅の入居期間がさらに1年延長され4年間になりましたが、長期化する避難生活によってストレスや体調不良を訴える人が増加しています。それだけに、災害公営住宅への入居を希望した人たちから、自分はいつ、どこの災害公営住宅に入居できるのか早く示してほしいという声が出されています。建設工事の促進とともに入居希望者一人一人について入居の具体的な見通しをできるだけ早く示していくことが必要と考えます。

また、単身世帯の入居では、1LDKではなく、入居者が希望すれば2部屋に間取りができるよう設計するなど、工夫していただきたいと思いますが、以上についてお答えをお願いいたします。

2つ目は、災害公営住宅の建設工事について、地元業者にも仕事が回るよう市として努力を行うべきではないかと考えます。今後の建設計画の中で発注の仕方などを検討し、地元業者が参加できるよう仕組みをつくっていくことが必要と考えますが、お答えをお願いいたします。

3つ目は、6月議会でも取り上げましたが、災害公営住宅に入居するに当たっての市の支援についてでございます。仮設住宅退居後の経済負担を心配する声が続く強く出されています。敷金の免除・減額は収入が少ない被災世帯への欠かせない支援策であり、また何よりも仮設住宅の入居者が新たな住まいを確保するための自立への支援として大事な施策ではないでしょうか。その後の調査でも、敷金の減免、負担の軽減、援助などを実施、検討している自治体がふえております。多賀城市としても負担軽減に踏み出すべきではないでしょうか。また、入居に係る諸経費についての市の支援策の具体化の検討を急ぐべきではないでしょうか。

以上、2点についてお答えをお願いして、1問目を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1問目の中小事業者支援関係のうち1点目と2点目並びに2問目の災害公営住宅関係につきましては私から、1問目のうち3点目の奨学金関係につきましては教育長からお答え申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、中小事業者支援関係のうち1点目の利子補給等についてでございますが、東日本大震災後には被災事業者向けの長期低利の融資制度として国により日本政策金融公庫が取り扱う東日本大震災復興特別貸付とその利子補給制度、また県によるみやぎ中小企業復興特別資金とその利子補給制度が新たに創設されたところであり、本市としても多賀城・七ヶ浜商工会及び市内金融機関と連携し、これら被災事業者向けの長期低利、利子補給つきの融資制度の活用を促すなど、金融相談に努めてきたところでございます。

平成22年度には本市及び七ヶ浜町において多賀城・七ヶ浜商工会の要望により、他市町村にはない独自の制度である多賀城・七ヶ浜商工会会員緊急融資制度を創設し、金融機関への預託金を予算化しているところでございます。

このように、他の長期低利の融資制度及び本市独自の制度があることから、マル経融資への利子補給は現在のところ考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、多賀城市中小企業振興資金の利率引き下げについてでございますが、県内全域で宮城県信用保証協会の保証制度要領をもとに制度化しているため、本市単独での大幅な見直しは困難であります。なお、本市では、県内でも他市町村に先駆けて保証料の全額補給を実施しておりますことから、今後も本融資制度の活用を促してまいります。

次に、市の金融相談体制につきましては、東日本大震災直後から市の総合相談とは別に商工観光課並びに多賀城・七ヶ浜商工会において事業者向けの相談業務を行ってまいりました。相談を受けられる中小企業者の方々には相談を通して、国、県、市等からの融資制度や二重ローン対策などの情報を提供しております。今後とも、年末、年度末に限らず、金融相談体制を万全にし、市窓口、多賀城・七ヶ浜商工会、市内各金融機関に各種融資制度のパンフレットやチラシなどを配置するとともに、市のホームページや広報誌、商工会報誌などに掲載し、中小企業者の方々が一日も早く各種制度を活用して経営再建できるよう支援してまいりたいと考えております。

2点目の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業につきましては、本市としても、本制度を最大限活用すべく、従来以上に多賀城・七ヶ浜商工会と連携し、制度の周知及び助言に努めてきたところでございます。御質問のありました共同店舗の新設につきましては、震災前に自己所有の店舗で営業していた事業者が対象であり、賃貸で入居していた事業者が共同店舗を設置するには、入居していた建物の所有者とグループを構成しなければなりません。また、共同店舗を区分所有することはできず、原則、入居者で組合化することが必要であることなど、さまざまな要件があり、グループ構成員の連携が従来以上に求められており、活用が難しい状況にあります。このようなことから、本市としては、本制

度の要件の緩和及びさらなる拡充を国に求めてまいるとともに、多賀城・七ヶ浜商工会とさらに連携し、制度の活用に努めてまいります。

また、本市の町の再生やまちづくり整備につきましては、本市独自の制度であります復興特区法に基づくまちづくり促進特区を活用し、商業、医療、サービス業の集積を図り、雇用の創出と中心市街地の再生を目指してまいります。

次に、災害公営住宅関係のうち1点目の災害公営住宅への入居に関して、仮入居申し込みをされた方々の、いつ・どこの住宅に入居できるのか早く示してほしいという御意向は、全くそのとおりだと理解しております。現在、入居申し込みの方法について検討を行っておりますので、できるだけ早い時期に正式な入居申し込みを行い、その上で入居する住宅をお示しできるよう取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、単身世帯の間取りにつきましては、1LDKタイプと1DKタイプのどちらかをお選びいただくことにしております。場合によっては抽選になることも想定されますが、できるだけ御希望の間取りに入居できますよう努めてまいります。したがって、分譲マンションにあるような入居者の希望に沿った間取りに変えることができるような仕組みを導入する考えはございません。

2点目の地元業者の参加についてでございますが、本年第2回定例会で佐藤議員から御質問いただき、独立行政法人都市再生機構、いわゆるUR都市機構に地元業者の活用を強く要請していくと御回答申し上げます。UR都市機構では、地元企業の活用を促すため、総合評価方式の競争入札を採用し、地元企業の活用を評価対象としております。さらに、桜木地区においては、工事だけでなく、あらゆる分野において地元貢献をいただけるよう、市からも工事請負者に要請しております。今後も地元業者ができるだけ参加できるように引き続きUR都市機構と検討を行い、可能な限り対応してまいりたいと思っておりますので、御理解願います。

3点目の敷金免除等についてでございますが、本年第2回定例会で佐藤議員、阿部議員のお2人から同趣旨の御質問をいただき、敷金の免除については好ましくない判断していること、災害公営住宅への引っ越しに要する費用など補助のあり方については考えてみたいということをお返事いたしました。現段階では、その考えに変わりはありません。

また、入居に際する諸経費の支援策の具体化でございますが、現在行っております独自の住宅再建支援制度の活用状況を踏まえ検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

私からの回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

1問目のうち3点目の奨学金については、私のほうから御回答を申し上げます。

御質問の奨学金の拡充など国への働きかけと高校生の奨学金借り入れ制度の利子補給についてでございますが、現在国の施策として平成22年度から公立高校授業料無償制度、高等学校等就学支援金制度が実施されており、家庭の状況にかかわらず全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう家庭の教育費の負担軽減が図られております。

また、県の高校の奨学金制度については、平成 17 年に旧日本育英会から移管されて県が行っている高等学校等育英奨学資金があります。この制度は無利子で、家庭の事情により学力の基準が緩められたり、緊急時には学力に関係なく受けることができたり、卒業後の一定の収入が得られるまで償還の猶予が認められたりできるようになり、以前と比べて利用しやすくなっております。

さらに、東日本大震災で就学が困難になった生徒には併給可能で無利子の被災生徒奨学資金や給付型で併給可能な東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金も制定されており、また奨学金以外にも県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度のように保護者に無利子で教育支援資金を貸し付ける制度もございます。

このように各種整備されてきた奨学金制度等がありますので、今のところ市独自の制度をつくる予定はございませんが、その一層の活用を勧め、情報提供を行っていく所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、奨学金無利子枠の大幅拡充や被災世帯を初め低所得者層を対象にした給付型奨学金の創設についての国への要望については、県を通しまして意見を伝えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

1 点目なんですが、マル経融資については、ほかにも融資制度がいっぱいあります、種類がたくさんあるんですが、数ある融資制度なんですが、主には一定の規模の企業が対象で、融資に当たっての条件もいろいろあり、小規模事業者にとって手軽に利用できるという点では、このマル経融資が一番なんです。その点、小規模事業者が無担保、無保証で利用できる融資、そして従業員が 20 人以下、商業サービスは 5 人以下の法人、個人事業主が借りることができるという本当に使い勝手のいい、多賀城の中小・零細事業者の方たちには使い勝手のいい融資の制度になっております。

今、震災の影響でマル経融資を受けている事業者の多くは、返済が始まって 4 年後にはもとの通常の利子に戻るようになっております。現在 1.65%の利子ですが、もとの通常の利子に戻るようになっております。また、直接震災被害に遭わない事業者の方でも、この景気の中で経営が苦しくなり融資の申し込みをしている方も出ております。食品関係の事業者の方は何とか継続して事業を行っているけれども、売り上げが震災以降、これまでの 6 割程度、これからはすぐに売り上げが伸びるという状況ではなくて、再開したときの借金などもあり、経営はきついと語っております。現実には、事業を再開しても十分利益を上げることができるところまではいっていないというのが、多賀城市の事業者の多くの方々の内情ではないでしょうか。

多賀城は、工場や事業所とそこで働く方たちによってできている町でございます。大きくは市の経済も市の財政も支えられているということを考えれば、大震災で幾つかの大手企業が撤退する中で、地元で苦労しながら事業を再開して頑張っているこうした事業者を応援していく上でも、市が行うべき大事な仕事ではないかと考えておりますが、再答弁をお願いいたします。

全国では既に 579 の自治体で利子補給も行っているんです。保証金を市が全部払っているというのは知っておりますけれども、全国の 579 の自治体が、ほとんどの自治体が、つくっている自治体ですよ、そういう自治体が行っているという点では、本市でも被災自治体として考えれば、そのぐらいはやってもいいのではないかと改めて思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1 番目の答弁は私のほうから、2 番目は市民経済部長から申し上げたいと思います。

事業者を応援したいというのは当然であると思っております。マル経融資というのは結構有利な融資でございまして、国のほうで行っている融資であるわけでございますけれども、佐藤議員おっしゃったとおり、使い勝手のいい融資ではないかと思っております。

なかなか震災前の売り上げに戻っていない事業者への支援ということで、運転資金等に対する支援といたしましては多賀城・七ヶ浜商工会及び市内金融機関と連携いたしました長期低利、利子補給つきなどの融資制度の活用を促す金融相談に努めてまいりたいと思えます。グループ補助の利用や仮設事業施設への入居によりまして復旧・復興を目指す中小企業者などに対しまして財団法人みやぎ産業振興機構を通じた無利子の貸付制度などもありますことから、事業者のニーズに合わせた融資相談を行ってまいりたいと思えます。

また、販路創出等、事業者への事業支援といたしましては、国、県が行う相談会への参加を促してまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、いわゆるマル経融資にかかわる利子補給について考えてみたらいかがかという点についてお答え申し上げます。

確かに佐藤議員がお話しになったように、全国では現在 579 自治体がこの利子補給制度を実施しておるようでございます。主に関東、関西圏、西日本のほうで実施しているようでございます。全体的な比率からいたしますと、本年 1 月 1 日現在で全国の自治体数が 1,742 団体、そのうち、ただいま数値いただきましたように 579 団体でありますから、この利子補給の実施率というのは 33.2%、全国では約 3 分の 1 が実施しておるということでございます。私のほうでも調査いたしました。東北、とりわけ宮城県では、まだ利子補給を実施している団体はないということをお答え申し上げたいと思えます。

ただいま市長からも冒頭に御回答申し上げましたけれども、マル経融資よりも、震災以降、本県におきましては東日本大震災の復興特別貸付であるとか、あるいは県が行っておりますみやぎ中小企業復興特別資金等も創設されましたので、そちらのほうはマル経の金利よりも低率であるということから、そちらのほうに御案内している状況でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（板橋惠一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤惠子議員）

マル経融資よりも利率が安いといっても事務事業が煩雑だったり大変なので、マル経のところで、本当に小さい人たちが手軽に使えるところ、多少利率が、今 1.65 なんだけれども借りたいという思いの声大きいということを私は紹介しているんです。しかし、ちょっとだけ現状である低い利子よりも少し高いから、その分のところを売り上げが回復するところのあたりまで支援してほしいというのが私の今回の質問の趣旨でありまして、平成 22 年度から 24 年度までで多賀城市のマル経融資の件数は 14 件、貸し付け総額は 5,230 万円です。この方たちに対して 1%の利子補給を行ったときの市の負担は 52 万 3,000 円です。これが拡充されてくれば、もっと中小業者の方たちが簡単な作業で借りて、そして早く立ち直ることができるということが言えるのではないかとということで質問をさせていただいているわけで、この施策だけで救われるというものではありませんけれども、多賀城市で事業を再開し継続し、地域の経済と雇用を支えていくという立場の事業者を支援していくという立場に立てば、これは検討をすぐしろと言いたいところですが、検討するに値する事業だと思うんですが、改めて市長、いかがですか。

○議長（板橋惠一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

佐藤議員御指摘のとおり、今次災害で被災されまして事業を再生、再興、そして事業継続への柱としまして、資金の確保、調達というのは大きな柱でございます。このことから、あらゆる国、県等々のこういった制度資金の今後の動向も踏まえながら、より有利な貸し付け条件のほうに中小企業者の方々には親切そして丁寧に相談体制をとってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（板橋惠一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤惠子議員）

検討をするそぶりもないということは、大変残念でございます。納得できないという思いでおりますが、引き続き働きかけを強めていきたいと思っております。市の相談体制については、体制だけではなく相談の中身も大変重要なことです。親身な対応に心がけておられると思っておりますが、担当部局としても引き続き大いに努力をしていただきたいと思います。

次に進みます。グループ補助事業についてでございます。御答弁は、要件の緩和に努めたり制度の活用を考えてみるというような御答弁だったように私メモしているんですが、できたばかりの制度で、大変要件も今から研究に値するだろうと思うんです。でも、仮設店舗で経営を今している事業者の方からお聞きしますと、入るのは無料だったんだけども営業するまでに 300 万円ぐらいかかった、現状に至るまでもちろん回収もできていないし、日々生活するのが精いっぱいだというお話をしているらしいです。退居する時期が来たときに自分たちはどうなるんだろうと。若い人が跡継ぎに入って頑張っているようなお店もありますけれども、そういう方たちが引き続き頑張れる場所を市が提供できるという制度でもあるんです、これは。それは、多賀城市内の仮設、今営業をしている仮設の

人たちも含めて、多賀城で何か経営をしたいという人たちに働きかけながら、市が大きな力を持って土地を確保したり建物をつくったりというようなことに対してイニシアチブを発揮するというような事業でもあるんです。できたばかりの事業なので、私もそう簡単にすぐ返事が出るとは思いませんけれども、大変仮設店舗の人たちにとっては自立に向けて夢が広がるような事業だと思うんです。その点については、ぜひ勉強を深めていただいて、担当の部なり課なりで、あの人たちが再開できる、そういう力を一緒に頑張れるような力をつけるような道筋を見つけていっていただきたいと思うんですが、答弁をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

ただいまの質問の要旨は、仮設店舗・事務所に入居されている事業者の方々の再建に向けて、市みずから土地を確保し、それらを設置することも考えてはいかがかという趣旨の質問ですか。

仮設店舗あるいは事務所に入居している事業者の方々につきましては、これまでも担当の商工観光課の方々が業績を視察するなり実情を聞いたりお話を聞いてございますし、これからも自立再生に向けまして相談体制をきちっととってまいりたいと思っております。

仮設店舗・事務所に入っておられる方は入居に係る家賃が無料となるという一つの大きなメリットがあるわけですが、一方、それ以外の被災された事業者の方々は国なり、あるいは県の各種復旧制度等を活用して、他のテナント等で家賃をお支払いしながら再開をしておる事業者の方々もおります。このことから鑑みますと、仮設店舗・事務所入居者のみを対象として市がみずからそれを設置するという事は、公平性の観点からちょっと困難ではないかなと、そのような思いをいたしております。

いずれにいたしましても、これから仮設店舗、早く再建して自立できるような相談体制をとってまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤議員。

○9番（佐藤恵子議員）

先ほどから私が御紹介しているような声に応えて多賀城市の新たな商店街の再生を図っていく、こういう立場に立ちながら、この事業を活用していくために、そういう発想、国でつくった制度ですから、できたばかりなので、私もよく実際はわからないところがあります。今から努力をして頑張って勉強するんですが、皆さん方も、その制度をしっかりと活用できるという立場に立ちながら努力をしていっていただきたいというお願いでございます。

この事業を活用するためには市町村の同意が必要だという条件があるようであります。ということは、土地を確保したりなんなりすることに対して一生懸命努力しなさいということだと思っておりますが、自治体がかなりの音頭をとる、イニシアチブをとることが求められているので、そういう覚悟をしながら仮設店舗の人たちを中心としたなりわいの再生に向けての努力をしていただきたいというお願いでございますので、ぜひよろし

くお願いしたいと思います。また、定期的にチェックをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。お答えをお願いします。市長、お願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

なかなか市が土地まで購入してということはちょっとほかの方々との均衡を保つことができないのではないかなというふうに思いますし、その辺のことを研究するのはやぶさかではございませんので、担当部と連携しながら、ちょっと相談してみたいと思います。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

市が全部持ってというものではないらしいので、御研究をよろしくお願いいたします。

次は、奨学金の問題です。いろいろ過去にも奨学金の拡充を求めて、さまざまな立場からお願いをしましりましたが、私は多賀城の産業にとっての人材確保をこれからどうするんだと。よそに出ていかないで多賀城で働いていただくための工夫をしていくべきではないのかという立場から質問をいたしました。

長期にわたるデフレ不況で、この十数年間、国民の所得は減り続けて、減少しました。毎年、国も奨学金の無利子枠を少しずつ拡充していますが、まだまだ要望に応えるものにはなっていません。給付型奨学金の創設は切実な要求で、教育長も要求していくとお答えになっておりますけれども、そこで努力をしていただくことが大事なことと思います。

市独自の奨学金制度の利子補給がまだ検討はないということですが、市の人材育成・確保に消極的で、いろいろな言い方がありますが、多賀城市で働いてくださいという思いの利子補給をお願いしていきたいということなんです。多賀城から給付金をもらったから、じゃあ多賀城で働くかという簡単な状況はできないとは思いますが、しかし多賀城市から利子の補給を受けて学校を出たんだという思いは、ずっと残ると思うんです。

9月19日に、最新の情報なんですが、経済産業省の津波・原子力災害被災地地域雇用創出企業立地補助金というのができまして、1次公募の採択結果が公表されましたけれども、宮城県では43事業者、約200億円の補助が出るそうです。多賀城市では5事業者が採択されました。多賀城市の5つの企業が出るようです。そういう事柄がある中で雇用創出のための工場の新・増設が決まったわけですが、こうした工場で働く人たちを初めとした人材確保と育成が多賀城市にとって必要なのではないのかという立場から補助を求めたわけですが、奨学金の支援だけが人材育成の取り組みではないとは思いますが、その一つとしての手段でございます。ここから出発して今後対象を大学生に広げていく市独自の高校生の奨学金制度をつくっていただきたい、こうした取り組みが必要ではないのかと改めて思います。

この教育ローンを受けている市内の高校生は、毎年約10人いらっしゃるようでございます。昨年度は10人で、985万円のローンを受けています。仙台市ではこのローンの利子補給は既にやっております、仙台市並みの利子補給を行うとすれば、この方たちに約20

万円の補給金額で済むわけです。そういう立場から考えれば、これもまた検討に値することではないのかと思います。教育長、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

震災絡みということで大変思いがわかります。あと、仙台と利府が、県内では2つの町がそういうふうな利子ということですが、御回答ということでございますが、かつての奨学資金というと育英会で協定を決めて、書類を山ほど出して、評定評価というのがありますから、なかなかもらえないというふうな。ただ、現在はどのようなふうになっているかという、判定は校長が行うようになっていきます。ですので、校長の判定で申請をして、そしていただけるということになるものですから、それから見ると非常に緩和されております。

また、震災関係で言いますと、先ほど申し上げましたとおり、被災生徒奨学金制度とか東日本大震災の育英資金というものの、これも奨学金と併用して使っているということになっていきますし、利子もありません。そんなことで、そういう環境もかなり、震災もあつてのことですが、かなり進んでいるということですので、そういうことについて、当然家庭の実情というのは一人一人比べてどうするわけにいかないわけですが、そういうものに配慮しながら、これは県を通して、そういう会がありますので、お話を申し上げたいし、あと市内のことについては奨学金を借りている子供たちも現在人数も把握しておりますが、十分そういう制度があることを周知してまいりたいと考えておりますので、その辺のところを御理解賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

奨学金ということでは教育委員会の管轄ではありますが、そこを乗り越えて、多賀城市の再生のために人をつくっていく、育てていくという立場に立てば、大きな意味のある補助だと思うんです。多賀城市のために子供たちをどのようなふう育てていくのか、人材を確保していくのかという点では、教育委員会の枠を超えた判断が必要だと思います。これもまた検討課題として市長に宿題としてお願いをしておきたいと思いますが。教育長でなく市長。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

教育長とよく相談してみます。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

よろしく願いいたします。

次は災害公営住宅のところに入ります。入居の見通しを早く示していくのは当然だというお答えでありました。その点について同感していただいたのは大変ありがたいところでございます。

今、仮設住宅もいろいろメンテナンスを手早くやっていただいて、対応は素早くしていただいておりますけれども、やっぱりきちんとした建物ではないだけに、あちこち傷んで、ふぐあいが生じて、体調を悪くされている方などが続出してございます。そういう中で、復興住宅なり、あるいは独自の再建なりで出て行っていただくという、自立を促していくということは大事なことだと思うんですが、そういう中で復興住宅のいろいろお話を聞いていると、独身者の方でも 1LDK に入れてもらうのはありがたいけれども、自分が外に出ていったときに 1LDK では、この後、使い勝手が悪いのではないかという声が少ない単身者の方から聞こえてきました。ですから、その人たちがいる間は 1LDK でもいいけれども、後には 2DK なりに転用できるような設計にしておいたほうが、市でも将来的に使い勝手がいいのではないのでしょうか。1LDK でひとり者で入れてもらうのは大変いいんだけれどもというような単身者の方の複数の方の御意見でございました。

ですから、1LDK から 2DK なりに、2 人、3 人の方でも暮らせるような仕組みができるようなものを将来に向けてつくっておくことが大事だと思うところで、マンションのようなくあいにはいきませんということではないのです、私の思いは。ですから、そういうところからもう一回御答弁をお願いいたします。

なるべく早く入居時期をお示ししたいということですが、ほぼ復興住宅に入りたい方の要望は確定したんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

まず最初に、間取りの変更ということに関しては、先ほど市長がお答えしたとおり、分譲マンションではございませんので、基本的には賃貸マンションというか市営住宅ですから、市営住宅の条例上、認めてはいません、模様がえについては、ただ、程度によるということになります、例えばアコーディオンカーテン程度で仕切るとかそういうものであれば、すぐ復旧は可能なので、それについては市長が判断して認めるということになります、出ていかれるときには、それは原状復帰をしていただく、それは本人の負担にさせていただくという形になりますので、これはぜひ御理解いただきたいと思います。ですから、1LDK にお住まいになるか 2DK にお住まいになるかは入居の際にきちっと希望を聞いて対応していきたいと思いますので、それに沿った形で間取りをかえるということとはできないということで御理解いただきたいと思います。

あと、入居数、これは先日もお話したと思いますが、8 月末現在で仮入居は 526 ということになってございます。これは仮入居の最終人数ということで、532 が上限ですから、6 人減ということになります、526 ということになります。

この後どういう形になるかと言いますと、来年のまず桜木の入居が決まった時点で正式な入居の申し込みをしていただくという形になりますので、それについてはなるべく早期に

手続をとれるようにしたいと思いますし、最終的な人数の確定をしていきたいと、入居の際にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板橋惠一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤惠子議員）

1LDK を単身者が 1 人で使わせていただくのは大変ありがたいけれども、自分が出ていった後に 1LDK を借りる人は何人いるのかなという思いのようです、1LDK に入る方は、多分、そんなにいないのではないかと。家賃ももとに戻ったりなんかすれば。そんなことをおっしゃっていました。ですから、単身者でない複数人数の所帯の人たちが入れるようなところが、1LDK の数を見ると大した数ではないようでありますけれども、そういうような仕組みにすると自分が出ていった後に多くの人が入れるのではないかというようなことを私は複数の単身者の方にお聞きしたということです。御理解をいただけましたでしょうか。御理解をいただいたと思って、そこはいいです。

桜木が一番早くできるからわかったんだけれども、残りの 3 つの仮設住宅に対して、あなたはここ、あなたはここという割り振りを早目にしてあげていただきたいということなんですが、それはいかがですか。

○議長（板橋惠一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

今作業をやっておりますけれども、できますならば年度内ぐらいには入居希望者の方々にお知らせするような姿にしたいという希望を持って今取り組んでおります。

○議長（板橋惠一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤惠子議員）

年度内というと来年の春ぐらいまでに自分が入るところがきちんと確定しているという状況を考えていいわけですか。それでは、うなずいておられますので、そういう方向に向けて、復興住宅に入居する方々の気持ちもよく聞いて、きちんと配分できるように調整をしながら御努力をしていただきたいと思います。

それから、建設工事については、評価対象にもして、いろいろな業者が携われるようにしたということですが、建物を大きくつくるうちは大手とか元請と下請け 2 つか 3 つぐらいでできるんですが、もう完成してしまつて内装とかさまざまなところに行くと、数百の業者が入ると言われております。その数百の業者のところ、たくさんの地元の業者がかかわるようなことになればいいというのが私の思いでございますので、ぜひそういう立場に立って、地元の業者を活用できる、そういう仕組みをつくっていただきたいと思っております。

また、今後の復興住宅建設に当たって、桜木とか鶴ヶ谷とかは大きいんですけども、一定の規模の事業だったら地元の業者でもやれるのではないかという思いもするんですが、この点についてはいかがですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

まず最初に、今桜木は着工してございますけれども、もう既に地元の業者の方々が下請として入って作業をしているという現状をまず報告したいと思います。今後もそういう形で地元業者を優先的に使っていただくということについては当然強く要望しておりますし、そのように対応していただけたらと考えてございます。

直接受ける、元請という形ですね、という形については、規模と金額あるいは技術的な話というのがありますけれども、基本的には例えば新田とか宮内の規模からすれば、総額的に考えれば可能ではないかと考えています。ただ、今うちのほうでは、何回も説明していますが、UR に全て買い取りという形で要請してございます。ですから、もし UR が全て発注となれば当然 WTO ということで世界貿易協定の対象工事になりますので、これは金額によって業者のランクがありますから、地元の業者が対象になるかどうかというのは非常に難しいですが、場合によっては UR から切り離して多賀城市が独自に発注するという方法もないこともない。その辺も検討していきたいと思っておりますが、いずれ規模、金額、技術的な内容を把握した上でその辺は検討していきたいと思っておりますので、いずれ地元の業者を優先的に発注していきたいということには変わりはありません。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

全ての建物が UR 経由で来るのかと思ったら、そうでもないということを確認できました。ぜひ、地元の業者で工事ができるような、県内でどこか、自治体の名前は忘れましたが、地元の建設業者の方たちが組合かなにかをつくって復興住宅をつくるということを始めたとような報道もちらっと目にしましたけれども、そういう支援ができればなおいいんですが、なかなか急に今現在に至っては大変なことだと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。努力をしていただきたいと思います。

それから、3 つ目です。敷金の問題です。前回の質問では本当にそっけない、できないという話でしたけれども、敷金を用意できないと復興住宅に入れられないという方が出てくると思うんですが、これはいかがですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

先ほど市長からもお答えしましたとおり、前回、第 2 回の定例会でも阿部議員、佐藤議員にお答えしたとおり、敷金というのは保証金という性格を有していますので、敷金を免除するということは決して制度上としては好ましくないという変わらない考え方でございます。ただ、一方で、市営住宅としてはそれはできないという話をしてございますが、生活

再建支援という面でできるかどうかというのは今後検討していきたいということでお答えしておりますが、それが引っ越し費用とか諸経費、転居、入居に係る諸経費、あるいは敷金も含めて、その部分について対応できるかどうかというのは今後の検討課題ですが、市営住宅側としては敷金の免除は好ましくないという判断でございます。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

時間がないらしいので急ぎます。

県内で災害公営住宅を建設する自治体は全部で 21 自治体です。その半分の 11 自治体、多賀城市もこの中に入りますが、300 戸以上の災害公営住宅を建設する計画があります。この 11 自治体の中で今現在の敷金の取り扱い状況を調べてみると、現時点で敷金を 3 カ月分徴収するとしている自治体は、仙台市、気仙沼市、多賀城市、女川町、南三陸町の 5 自治体です。この中で 3 カ月分徴収するとしている女川町は、町独自の支援で半額になった家賃の 3 カ月分を敷金にするというものですので、実質軽減です。また、気仙沼市、南三陸町も減免を前向きに検討しております。そういう中で、仙台市も敷金については 3 カ月分徴収としていますが、入居者の経済的事情が大変であれば申請により猶予するとしています。これ以外の 6 自治体では、石巻市、東松島市、名取市が全額免除、1 カ月分だけに軽減するのが亘理町、山元町、未定で今検討中が塩竈市でございます。全額免除の名取市は、引っ越しにさまざまな出費が伴うので、入居者の経済負担を抑えたいという理由で減免を考えております。

私 6 月に質問したときに市長は、東松島市も 3 カ月敷金を減免したのでということを紹介しましたら、では東松島の市長に聞いてみるからというお話でしたが、お聞きになりましたか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

まだ聞いておりません。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

多分お忙しいので聞いていらっやらないと思うんですけども、知っているんですよ、みんな。敷金がないと入れないんですよ、復興住宅に。入れないんですか。3 カ月分の全額を入居の際に徴収し、払えない人は入居できないというハードルを掲げ続けるかどうかという問題ですよ、これは。引っ越しの費用とかそういうことも含めて改めて再検討すべきだと思いますけれども。退居するときのお金なんていうのは入ってから考えればいいことで。今復興住宅に入っていただくことが再生に向けて大事なことなんです。それを最初から妨げる気ですか。市長。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

なんか佐藤恵子議員から言った減免の関係も、私の手元の資料にあるやつとはちょっと違いますね。仙台市は減免しない、気仙沼市もしない、岩沼市もしない、登米市もしない、栗原市もしない、大崎市もしないと、こういうふうには、なんかちょっと感じが違います。どっちにしても、先ほども申し上げましたけれども、災害公営住宅への引っ越しに要する費用など補助のあり方については考えてみたいということで私申し上げましたし、また入居の際に諸経費の支援策の具体化でございますけれども、現在行っております独自の住宅再建支援制度の活用状況を踏まえましてということを行っているわけでございますから、そちらのほうで何とか頑張っていきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

ここで時間となりましたので、ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前 11 時 30 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許可します。総務部長。

○総務部長（内海啓二）

午前中の私の江口議員に対する答弁の中で一部誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきます。

情報の共有を図るために防災行政無線、戸別受信機を各区長にというふうな答弁のところがございましたけれども、これにつきましては、まだ戸別受信機を各区長のところには設置してございませんでした。これらにつきましては、徐々にそれらの整備も図っていきたいということで、さまざまな方法を通じて各区長と情報を共有し、迅速な対応が図れるようにしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

訂正方、よろしくお願ひします。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川晴美議員の登壇を許します。

（2 番 戸津川晴美議員登壇）

○2 番（戸津川晴美議員）

それでは、通告に従いまして2点について質問をいたします。

1 点目はいじめ問題についてです。

いじめにより子供がみずから命を絶つという何とも痛ましい事件が日本で起き始めて 30 年ほどが経過いたしました。そのたびにマスコミで大きく取り上げられますが、これといった対策もないまま、これまで少なく見積もっても 100 人を超える子供たちがとうとい命を失いました。2011 年 10 月 11 日に起きた大津市中学生のいじめ自殺事件もマスコミで大きく取り上げられ、学校や教育委員会の対応のまずさ、真相を隠蔽しようとする姿勢などに批判が集まり、大きな社会問題となりました。

これを受け、いよいよ国会でもいじめ問題について議論が行われ、各党とも教育政策の中に位置づけ、いじめ防止法制の流れとなりました。議員提出の法律案として国会に提出され、わずか 3 日間というスピード審議で成立したのが「いじめ防止対策推進法」であります。本年 6 月 28 日公布、9 月 28 日以降に施行されます。この法案について、教育評論家の尾木直樹氏は「遅過ぎた感はあるが、国としていじめをやめようというメッセージを発したことは重要だ」と期待の声が寄せられています。また、兵庫教育大学新井教授によりますと、「子供の実態について、もっと時間をかけて議論をすべきではないか」と苦言が呈されておりますし、さらに心理カウンセラーの内田良子さんは「違和感を覚えた、子供の権利や可能性を教えていく教育こそ重要ではないか」と述べるなど、根本解決に疑問の声も聞かれました。

私も、社会全体としていじめの問題に取り組んでいこうという方向性には全く賛成でございますが、次の 2 点について疑問を感じております。

この法案は、いじめ防止を子供にいじめを行ってはならないと第 4 条で禁止し、いじめを行った子供を厳罰で取り締まる仕組みになっていることです。もちろん、相手を死ぬまで追い詰める深刻ないじめは暴力であり、人権侵害であり、決して許されるものではありません。しかし、法律で子供を縛って解決できるものでしょうか。

一般的に、いじめは世界各国どの国にも、またいつの時代にもあり得るものです。子供は社会性も個性も未発達で、人間関係を学んでいる真っ最中ですから、いじめは文化の違いを超えて、どこの国でも、どの時代でも起こり得るものです。今求められているのは、このどこにでもあるいじめを深刻ないじめに発展させないための手だてであります。

そのためには、防止したい深刻ないじめをどう規定するのかという視点が重要です。この法案では、インターネットいじめも含め、「当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義していますが、現在起きているいじめの深刻さを反映した定義としては不十分さを感じます。

今起きているいじめの深刻さは想像を絶するものがあります。特定の人間に対する軽蔑、侮辱を繰り返し、暴力によって相手を服従させ、しかも長期にわたって相手の心と体を徹底して痛めつけるもので、ふざけや遊びとは決定的に違います。また、ある一部には、相手が苦しむことを見て楽しむ、一種の病理性を含むものまで出現しています。そんな深刻ないじめの中でいじめられている子供は、周囲から全く孤立させられ、絶えず監視され、過度の緊張状態に追いやられていきます。抵抗すると徹底した制裁が加えられ、人間としての主体性が奪われ、全くの無力状態にさせられるのです。そんな中で加害者の言動がこの世の全てのように感じられ、家族や友人は遠い存在のように感じてしまいます。この暗いトンネルから抜け出すすべは死、死ぬことでしかこの苦しみから抜け出せないという心理状態になってしまうのです。また、たとえ死に至らなくても、深刻ないじめによって人間不信となり、人間関係を結ぶことや社会に出ることさえできなくなり、一生の心の傷となるという場合もあります。

一方、いじめの加害者はどうでしょうか。子供は、心が穏やかであれば人をいじめようとは思いません。人をいじめたくなるほどのストレスや不満がたまると、いじめを始め

す。人を力で支配し楽しむという心のゆがみを持ったまま大人になれば、将来の家庭内暴力や児童虐待にもつながりかねません。かといって、加害者に出席停止を命ずることで加害者が人間として立ち直れるのか、甚だ疑問です。いじめに対しては毅然と対応することはもちろん必要ですし、場合によっては被害児童の命を守るため、やむを得ず出席停止をせざるを得ないこともあるでしょう。しかし、その場合であっても、加害者に対しては丁寧な対応がなければ教師や大人に対する不信感だけが募る結果となります。加害者には、なぜいじめに走ったのか、どんな事情があったのか、じっくり丁寧に聞き取る中で自分の心と対面し、人間的に立ち直れるよう支えることこそ必要です。いじめ防止に必要なのは、厳罰ではなく愛情だと思えます。

2点目の問題は、学校におけるいじめの防止の第一に、道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図らなければならない（第15条）としていることです。道徳教育を否定するものではありませんが、道徳は法令で上から押しつけるものではありませんし、道徳教育でいじめが防止できるのであれば、学校から深刻ないじめは既になくなっていくはずですが。現に、大津いじめ自殺事件が起きた中学校は、市内で唯一、国の道徳教育推進指定校として熱心に道徳教育に取り組んでいた学校なのです。道徳教育には限界があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、いじめの背景、いじめの要因について伺います。

子供たちは、いじめは悪いということは百も承知です。いじめは悪いこととわかっていながらいじめをしてしまう子供たちの心や体に、どんな問題があるのでしょうか。2006年ベネッセ教育開発センター調査によりますと、心や体が疲れでいららすると答えた中学生が28.1%もいます。高校生に至っては29.3%。文科省調査による暴力行為の数も、5年前に比べて、小学校では1.89倍、10年前の4.4倍にもふえています。また、日本学校保健会の2010年の「気分の調節不全傾向に関する自覚症状調査」は衝撃的です。「何もする気にならない」、こう答えた中学女子47%、高校生女子に至っては60%です。2009年の調査で、「自分はだめな人間だと思う」と答えた中学生が、アメリカでは約14%、中国では約11%。それに比べて日本は何と56%もの児童が「自分はだめな人間だと思う」と答えています。これらの数字から見えてくる子供たちの姿は、心にいらだち、むかつき、不安を抱え、疲れと自己肯定感の喪失で夢や希望が持てない状態にあると考えられます。

なぜ子供たちがこのような状態になっているのか、そうさせた要因は何なのか、その説明がなければ、いじめの防止はできないと考えます。国のいじめ防止対策推進法には、その視点がありません。教育長、子供たちをこんな状態にした要因はどこにあるとお考えでしょうか。

次に、深刻ないじめに発展させないために学校環境をどう整備すればよいかという問題です。多忙をきわめる学校現場では、教師が子供と向き合える一番大切な時間がなかなかとれず、子供が出しているヘルプのサインを見落としがちです。教師に時間的ゆとり、精神的ゆとりをどう保証していくのか、伺います。

最後に、本市でもインターネットいじめにより苦しんでいるお子さんがいらっしゃいます。インターネットのいじめの文言が削除できないということで大変親子ともども苦しんでいる方が御相談に見えました。この問題にどのように対策をとっているのか、現状と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、大きく2点目に入ります。介護用品等の購入時の支払い方法についてであります。

介護保険の適用を受け、介護用品等を購入する場合、本市では利用者が一旦全額負担をする償還払い方式をとっております。購入したい物品があるにもかかわらず全額分の支払いができないために購入を諦めざるを得ないという状況が見られております。高齢者にとって命の綱である年金はますます減額され、一方、消費税、介護保険料、医療、保険料、窓口負担、負担はどんどん重くなっていくことを考慮すれば、この償還払い方式は一日も早く改善し、利用者 1 割負担で購入できる受領委任払いにすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

以上で 1 回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

戸津川議員の御質問にお答えいたします。

1 点目のいじめ問題につきましては教育長から、2 点目の福祉用具購入につきましては私からお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、福祉用具購入に係る支払い方法についての御質問でございますが、御提案の受領委任払いの方式につきましては、来年 4 月 1 日からの実施に向けて既に準備を進めているところでございます。

私からの回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

戸津川議員の御質問にお答えを申し上げます。

いじめ問題のうち 1 点目のいじめ防止対策推進法についてでございますが、この法律は全国的にいじめ問題の指導や対応についての不備が指摘される事件が続いたため、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めているとともに、その対策を総合的かつ効果的に推進しようとするものであります。

法第 4 条で明確にいじめを禁止し、また第 26 条では他の児童・生徒の教育に妨げがあると認めるときには速やかに出席停止の措置をとることの規定が盛り込まれております。さらに、第 15 条では全ての教育活動を通じた道徳教育の充実の必要性について規定されております。このような一つ一つの条文で規定されたことが現場でのいじめを防止することに直結するわけではございませんが、学校、地域、家庭、自治体が一体となって取り組んでいくことがいじめ防止の力になると考えております。

いじめの防止は何よりも教員と児童・生徒、さらに児童・生徒間の人間関係づくりを基盤として、語りかけ、励まし、認める生徒指導の心の通い合う学級づくり、信頼づくりを推

進するとともに、本市においては例えば教員以外にもスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、心の教室相談員を配置して、児童・生徒の状況を丁寧に見守り、変化のサインを見逃さないように努めているところであります。

次に、2点目のいじめの問題の要因についてでございますが、いじめの定義が変わり、いじめられた児童・生徒の立場に立って認知、対応することとなったことで、いじめとして考えられることの範囲が大変広くなりました。そのことから、どこでも起こり得ることと考えて対応することが大切であります。子供たちは人とのかかわりを通して発達し、他者を理解していきますが、成長の過程にあることから、感情のぶつかりが起ころのは自然の成り行きです。しかし、近ごろの傾向として、小さいさかいでもいじめと訴える事例がふえたり、いじめた者といじめられた者がいつの間にか入れかわったりするなど、望ましい人間関係を構築できない状況が起きております。したがって、教育活動のあらゆる場面において、教員と児童・生徒、さらに児童・生徒間の人間関係づくりを育てる指導が大切であると考えております。

次に、3点目のいじめに対する教師の対応と多忙化の解消についてでございますが、学校が多忙化傾向にある中、震災の影響がさまざまな形であらわれ、その対応が多くなっていることは教育委員会としても把握をいたしているところであります。このため、スクールソーシャルワーカー等を中心としたネットワークづくりを進めて子供たちの指導に当たるとともに、教師の側面的支援に努めているところであります。本市では現在50数名の支援員を各校に配置していることは議員御承知のとおりであります。このことは授業の充実、子供たちへの目配りと指導はもちろんのこと、教職員の大きな支えになっていると考えております。

最後に、4点目のインターネットによるいじめについてお答えします。

ここ数年、インターネットに個人の名前が書き込まれる事例が頻発し、昨年の議会でも取り上げられました。各校では情報モラル教育の徹底と書き込みに関する生徒指導の徹底を図るとともに、インターネットサイト管理者に対して削除の要求を出しております。今年度、総務省の具体的な指導もありまして、資料を添えた要望書を提出することで小学校において書き込みを削除することができました。ただし、中学校においては、削除の要望に対してサイト運営側から削除の必要がないという回答が来るなど、削除が難しい状況下にあります。ただし、生徒に対する教職員の粘り強い指導もあって、書き込みを行っている生徒は減少していることから、今後とも指導を継続するとともに、総務省に相談しながら要望を出し続けていきたいと考えております。

また、家庭については、フィルタリングの活用についての周知を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上で終わりであります。

○議長（板橋恵一）

2番戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

それでは、先に2点目の介護用品のほうから。これは再質問する必要がないくらい明解な回答をいただきまして、大変うれしいです。4月1日からできるように準備中とのことですので、ぜひ市民の方々にも周知していただくように、よろしくお願いいたします。

それでは、いじめの問題について再質問させていただきます。

最初に、私も日ごろから多賀城市の教育施策は人的配置が本当に豊富で、多種多様で、先生方にとってどんなにか働きやすい職場であるだろうなというふうに感じております。先日、私が宮城県教職員組合の委員長にお会いすることがございまして、この委員長も多賀城市の人的配置はすばらしい、恐らく、恐らくという言葉がつかまりましたけれども、県内で一番手厚く人を配置しているのではないかと、このようにお褒めの言葉をいただいたところで、私もそのことではいつも感謝をしております。その上で、多賀城市としてできることは十分にやっけていただいているながら、ちょっと心配ないじめ防止条例についての全国の流れがありますので、それに関連して質問をさせていただきます。

まず、ある自治体で、いじめ防止条例をつくらなければいけないという動きが、これは全国的にいろいろな自治体で進んでいると思いますけれども、そこである自治体でこのような、今から読み上げますが、このような条例をつくった自治体がございます。この条例についてお伺いします。「子供は、いじめを受けた場合はひとりで悩まず、必ず家族、学校、友達等に相談するものとする」、こういう条例をつくった自治体があるんです。子供はいじめを受けた場合にはひとりで悩んじゃいけないぞと。家族、学校、友達に相談するものとする条例で決めているわけですが、私はこの条例を見て、大人は確かにそういう希望はあるだろう。どうして早く見つけてあげられなかったんだろう、どうして早くわからなかったんだろうという気持ちからこのような条例になったのかもしれませんが、実はいじめられている子はなぜ死を選ぶか。先ほども申しましたけれども、もうそこしか見えていないという深刻な状態の中で死を選んでしまうという、こういう状態にあるわけで、いじめられているということを家族に言うとお父さん、お母さんが心配するだろう、またいじめられているという自分の存在を恥ずかしくて認めたくないとか、そういう思春期独特の自尊心といいますか、そういうものもあります。ですから、「相談するものとする」と言われたら、相談できなかつたいじめられていた子は条例でも悪い子供だと、こういうふうになってしまうわけで、このような条例を、悪気はなかったとはいえ、このような条文を策定することは私は大変問題があるのではないかと思いますけれども、教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

突出したといいますか、大津のようなことは全く悲しいこと、これは共通したことです。ただ、いじめについては、心に根ざす問題、内面に根ざす問題ですので、非常に発見も難しく。ただ、条例をつくること自体は簡単ではないですか。ただ、それで事が済むのかというと、そういうふうな心に根ざすようないじめの問題、未発達の子供たち、教育は全て子供を人の道に導いていく仕事、この過程が非常に厳しい。成る果実は甘いわけですが。ただ、どちらかという指導は言葉にしてしまうと、まあまあ一段落終わったかとなりますが、やはり子供の指導、ああいうふうな未発達の子供の場合は言葉だけでなく、心とか愛情とか非常に細やかなことがないと、なかなか育つ力にはならないものですから、条例をすぐ規定して、「皆さん、わかりましたね」と言ってすぐ通るんだったら、教育は簡単ですね。私はそう思います。

○議長（板橋恵一）

2番戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

私もそのとおりだと思います。教育長と認識が共有できたということで安心しております。やはり今子供たちに必要なのは、今教育長が言われたように、こういうことではなくて、日々の教育活動で子供たちに愛情を伝えていくということだと思います。

次にお伺いをいたしますけれども、3番に関してでございます。いじめの3番目のところでございます。文科省は、いじめを発見した教職員は今度はよい評価をつけるんだというような方針を出しまして、いじめの問題を教職員評価の問題と連動させる傾向がありまして、私はこのことは大変危険ではないかと思っております。最初は先生方の間に、いじめがあれば自分の評価が下がるんだと、そういう思い込みといいますか、そういう風潮といいますか、雰囲気ございました。そのことを文科省は察知してか、今度はいじめを発見した人は評価を上げてやるぞというようなことを言い出しまして、こういうふうに教職員の評価といじめの問題を連動させる動きというのは大変問題があると思えます。

そこでお伺いいたしますが、今、教職員の評価は賃金に連動するという体制になっていると思えますが、その認識で間違いはないでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

賃金といいますか、いじめと直接そういうものと結びつくということはないわけですが、宮城県の場合は、若干の賃金といいますか給料といいますか、それなりの評価基準が県にあって、それでやっているわけですので、何もかにも全てそれに結びつくということではございませんが、県の基準に従ってやっているというわけであります。

○議長（板橋恵一）

2番戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

さきの議会でも他の議員の質問に対して教育長は、いじめの問題と教職員評価の問題は連動していないと、こういう明解なお答えでございました。ただ、教育長は確かにそのようなお考えだと思いますが、評価をするのは各学校の校長先生でいらっしゃるんですね。その学校の校長先生の中に、いじめがある学級の担任は教職員評価を落とす、そういうような動きがあるのかなのか、その辺は教育長の御指導だと思うんですけれども、そういうことはしないだろうなといいますか、してはいけないというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、好ましくないのではないかというような御指導などは何らかの場所でなされているのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

私が常にお話ししているのは、500人いれば500人の個性の子供がいるわけです。多様な持ち味の教員がそれぞれの子供にかかわっていく。似たような、「金太郎飴」のようなことで教育はできないですね。ですから、多様なそれぞれの教師の持ち味、これをみんな大事にしてやりましようと言いますので、ちょっとしたそういうふうなことがあってどうのこうのと、私はそんな話はしてないつもりですが。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

もちろん教育長がそういう話をしたということでは全然ございません。先生方の中にはまだ呪縛といいますか、自分のクラスにいじめがあるんだということを、こういうことを言うと私の評価が下がるんじゃないかというような呪縛にとらわれて言えない雰囲気があるとすれば、私が現職のころは、そういう状態がありました。ですから、そういう呪縛から解いて差し上げて、いじめというのはどこでもあり得るんだから、発見したらみんなで何とかしましょうよと。そして、今言われたように、子供というのは本当に多種多様で、いいところも悪いところもあるんだから、そういう目で、大きな目で見ていきましょうというような話をされているということなので大丈夫だと思うんですけども、現場の教職員が一番子供のいじめを発見しやすい場所にいるわけですから、やはりどんな場合でも、ちょっとしたことがあったら、それを学校の中で言えるような雰囲気に、今もしていただいていると思うんですが、そういう視点でこれからも、これはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移らせていただきます。

次は、私の一番強力に言いたいところは3番目のところでございまして、教職員として長年やってきた中で多忙化というのは、今保護者の方々も「先生たちは年がら年中忙しいよね」と口をそろえて言われるぐらい忙しい状況が続いております。そして、先生方は8時間の勤務の中ではできないものをさらに夜何時までか、遅くまで残って仕事をなさっているという状況だと思います。御存じのように、教職員の場合はどんなに超過勤務をしても超過勤務手当などというのは出ないというのが現状ですけども、しかしながら超過勤務をどれだけしたのかということは今県全体として、そういう勤務状態を把握しなさいということで、多賀城市でもオーバーワークの実態を調べていると思うんですけども、今先生方のオーバーワークの状態はどんな感じになっているんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

求められるものが大変多いので、過密になっていることは事実だと思います。私が持っている資料ですと、これは平成20年10月からことしの3月までのなんですが、月80時間に届いているという教職員、小学校はいないんですが、中学校なんです。やはりこれは部活動その他あるものですから、これをすると、小学校はゼロです。中学校は、80時間というのが10月28人です。11月17人、12月8人、1月9人、2月17人、3月9人ということです。これは中体連の5～6月あたりだともっと数値が高くなるのかなと思っております。全て調査をして実態を把握しておりますので、そのことについては、そうならないようにという話は校長にしております。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

やはり小学校がゼロだというのは、私も県のいろいろな市町村の調査を見ましたけれども、ほかの市町村では小学校でも出ていらっしゃるんです。けれども、多賀城市は小学校の段階では月に80時間を超えてオーバーワークをしている人は一人もいないということは、やはりさっき言われたいろいろな支援員の方の配置というものが私は大変ありがたく働いているのではないかと思います。

そこで、中学校のこの数字ですけれども、御存じのとおり、中学校の先生が過労自殺をしたとか過労死をしたという例が今までございました、宮城県内で。そこで、今県としても取り組んでいると思うんですけれども、ネックになっているのは中学校の部活の指導がどうしてもデットヒートしてしまうという問題があって、週に1回でしたか、ごめんなさい、そこはちょっとはつきりしませんが、休みの時間を、子供にもやはり休養が必要だ、先生方にも必要だということで、部活の休みを入れるようにという指導が来ていると思うんですけれども、そのあたりは多賀城市内の中学校の実態はどのようになっているんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

市の実態とあわせて、これは私も現場にいたときから、連続するような部活をやはり慎むということ。ただし、今一番難しいのは、社会体育との関係なんです。テニスとかなかなか、そういう大会がそれぞれに開かれているということで、やっと昨年でしたか、県を仲立ちとしながら、これは校長会等でもずっと、教育長部会でも、話し合ってきたんですが、結局、決めるけれどもだんだんもとに戻っていくという傾向があったものですから、社会教育といいますか、各種スポーツ協会との関係で、連名で各学校に、あるいは広く学校を支える方々に、プリントをつくられて皆回っていますので、やっと徹底できるかなという感じしております。以上です。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

意欲的にやろうという先生にこういうことを提案するのは言いづらいところもあるかもしれませんが、先生の命を守るという意味でも、部活動の指導方針といいますか、1週間に1回休みを入れるということはぜひ徹底していただいて、先生方の疲労が少しでも縮小するようにしていただきたいと思います。

関連して、80時間以上のオーバーワークがあれば、産業医と言うんですか、お医者さんの面接を受けることができるというふうになっていると思いますけれども、中学校の80時間以上を超した先生たちの中で、そういうドクターとの面接をなさっている先生は何人くらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

産業医の面接を受けたりなんだりという体制は市のほうでも十分にとってもらっているの
で私も大変喜んでいるんですが、もう倒れて病気になってというふうなことはございませ
ん。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

ぜひ、そのようになる前に産業医のカウンセラーなどを受けていただくように勧めていた
だきたいというふうによろしく願いいたします。

続きまして、35 人学級についてお伺いいたします。今 35 人学級は、多賀城市においては
小学校 1 年生と 2 年生と、多忙化解消に伴ってでございます。多忙化解消……。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員、その 35 人学級というのは通告に入っておりません。

○2 番（戸津川晴美議員）

済みません、これは多忙化解消のための方策としてお尋ねをいたします。よろしいでしょ
うか。多忙化解消の方策として少人数学級を進めるという意味でお伺いをします。よろし
いでしょうか。

○議長（板橋恵一）

どうぞ。

○2 番（戸津川晴美議員）

それでは、続けさせていただきます。

今、多賀城市では小学校 1 年生と 2 年生、そして中学校 1 年生が 35 人学級の適用を受け
ております。これは全国連合小学校長会のアンケートでございますが、35 人学級になった
学校では、「子供が勉強好きになった」84.2%、「配慮が必要な児童への対応が可能にな
った」、これは先生方ですけれども、97.6%、このようになっておまして、東京都の教
育委員会調査によりますと、「いじめ・不登校が減少した」、こういう結果が出ておりま
す。宮城県でも 35 人学級を進めていただくように教育長はもちろん県に対して要請をし
ていただいていると思うんですけれども、実はもう、私もびっくりしましたが、山形と
福島では全学年、中学校 3 年生までが 21 人から 33 人学級、これは山形です、福島では
30 人程度学級が実現しております。秋田では小学校 4 年生までが 30 人学級が実現して
おります。また、秋田では中学校の 1、2 年生も 30 人学級です。岩手では小学校 3 年生、
青森も同じく小学校 3 年生までは少人数学級、いわゆる 35 人以下学級が実現している
んです。私はもちろん多賀城市としてやれることは十分やっただいただいていると思
うんですが、県に対して今のような状況をぜひお伝えいただいて、県としてはまだ、国として小
学校 1 年生が措置されているだけですから、県としてやっているのは小学校 2 年生の分と
中学校 1 年生の分をやっているだけなんです。それでいいのでしょうかということ、山
形、福島のこの全学年少人数学級になっているというこの例も示していただきながら、
ぜひこのことを県で強く要請をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

東北の他県の話はもう 10 年以上も前です、それ。それで、校長会、教育長会、ずっと引き続き県のほうに要望しております。県のいろいろな考え方があるんですが、その要望は毎年お願いをしているのは、これは県全体の校長会もそうだし、教育長部会もそうです。今後とも働きかけてまいりたいと思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

現場の先生方に聞くと、本当にいろいろな人員的配置をしていただいているのはありがたいんだと。「しかし」と最後に出てくるのは、やはり担任の数をふやしてほしい、子供たちの数を何とか減らしてほしいんだという声が必ず出てまいります。このことは本当に切実です。この東京都の調査からも、いじめや不登校が減少したというこの事実からも、ぜひこういう点からも県にお願いをしていただきますように、最後をお願いをいたしまして、終わりといいたします。

○議長（板橋恵一）

13 番根本朝栄議員の登壇を許します。根本議員。

（13 番 根本朝栄議員登壇）

○13 番（根本朝栄議員）

私の質問は、通告どおり、次の 6 点でございます。

まず初めに、災害公営住宅について 2 点お伺いいたします。

本年平成 25 年度から桜木地区に災害公営住宅の建設が着工し、本格的な復興のつち音が聞こえてくるようになりました。一日も早く建設が完了し入居できますよう期待するところであります。

さて、本市におきましては災害公営住宅の入居仮申し込みを 6 月に行いました。仮申し込み件数は 526 戸となり、建設予定戸数である 532 戸を若干下回る結果となりました。本年 2 月までに行われた意向調査では、入居希望者が 595 世帯にも上り、予定建設戸数をはるかに上回っていたため、入居できるかどうか大変心配されておりました。本市の復興計画では現地再建が基本となっていることもあり、県の復興交付金を活用して自立再建をする方へ手厚い支援を行う制度を立ち上げました。広報誌での PR や職員が仮設住宅を回り支援制度の説明を丁寧に行うなど、その努力が功を奏し、自立再建をする方が増加して、予定戸数を下回ることができたものと考えます。これで、現段階では、市内で被災した方が全員入居できる見込みとなりました。これまでの当局の御努力に対し評価させていただきます。

ただ、残念なことは、市外で被災し、本市に住民登録された方が今なお入居できるかどうか全く見通しが立っていないこととあります。私の自宅の後にアパートがありますが、そこに石巻で被災した方が見なし仮設として入居されております。その方から、多賀城市に住民登録をしているのに、なぜ多賀城の災害公営住宅に申し込みできないのか、市内の方

を優先すると言われたが、私たちも入居できるようにしてほしいとの要望をいただきました。

この問題につきましては、昨年の第4回定例会の一般質問でも取り上げた経緯がございますが、そのときの市長答弁は、「意向調査では入居希望者が建設予定戸数の上限値である532戸を上回っていることを踏まえ、市内で被災した方を優先的に入居させるべきと考えております。したがって、市外で被災した方につきましては、入居状況等の動向を勘案しつつ、可能性を模索してまいりたいと考えております」と答弁されました。市内の方を優先するとの市長の考え方ではございますが、本来、入居対象者は全壊の方及び半壊以上で解体した方となっており、被災地域を問わず、対象者全員が入居できる資格を持っております。したがって、災害公営住宅の仮申し込みを受け付ける際には被災地域を問わず、多賀城市に住民登録している対象者全員から受け付けるべきであり、その申し込み総数が本市の必要戸数にカウントされるべきと考えます。市長、いかがでしょうか。見解を伺います。

さて、本市の災害公営住宅の地域ごとの建設戸数は、桜木地区が160戸、鶴ヶ谷地区274戸、宮内地区50戸、新田地区48戸の合計532戸となっております。このたびの仮入居申し込みでは、建設戸数より希望数が少ないのが鶴ヶ谷地区、宮内地区となっており、逆に希望数が多かったのは桜木地区、新田地区となっております。特に新田地区は建設戸数が48戸に対し希望数が78戸となり、倍率にして1.63倍と一番高くなっております。山王や高橋の仮設住宅に入居している皆さんは、津波の上がったところへは住みたくないと思っておられる方が多く、またもう既に仮設住宅内で新たなコミュニティーが形成されていることも重なって、新田地区への希望者が多いものと考えます。

新田地区を除くほかの3カ所の地域は全て津波が上がったところであり、地域的にも市の中心部に比較的近く、津波が上がった地域という点と生活する上で利便性が高い地域という点から、第1希望が外れて第2希望のところへ入居したとしても、3カ所内ではそれほど変わりはないと思いますし、市民の理解も得られやすいと考えます。

しかし、新田地区を希望する被災者の心情を考えると、津波が上がらなかった地域という点でほかの3カ所とは全く異なる意味があることを認識しなければなりません。したがって、新田地区の災害公営住宅を希望した方については、被災者の心情に寄り添うという観点から、全員入居できますよう建設戸数の増加を図るべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、西部バス路線について4点お伺いいたします。

西部地区へのバス路線の運行については、これまでさまざまな紆余曲折をたどりながら今日を迎えております。最初は宮城交通にお願いをして、赤字補填をしながら運行していましたが、利用者の減により廃止となりました。その後、市内の自動車学校の御好意により西部バス万葉号として運行していましたが、東日本大震災で被災したため運行できない状況になりました。現在はコミュニティーバス西部線として運行しておりますが、今日に至るまで当局におかれましてはその都度、地域住民と被災者の声をしっかりと受けとめ、何とかその声に応えようと御努力をされてまいりました。その御努力に対し、改めて敬意を表したいと思います。

さて、現在のバス路線であります。私が議会質問の中で御提案申し上げたとおり、一目で西部バスとわかるカラフルなデザインと高齢者でも乗りやすい低床バスになっており、大変好評のうちに運行されております。この西部バスは平成23年12月1日から運行されておりますが、西部地区住民の足の確保はもちろんのこと、山王と高橋の仮設住宅入居者の足の確保という点も視野に入れ、運行が開始されました。バス停の設置についても、

駅や学校、買い物に便利なスーパー前、市役所前などを重点的に考慮し、利用者のニーズに沿った効果的なバス停配置となりました。バス料金については、当初無料で運行していましたが、24年4月より塩竈市のしおナビや七ヶ浜町のぐるりんこと同様に、公平感を保てるよう100円に設定したのであります。また、バスの便数についても、宮城バス及び万葉号のときと比べはるかに多くなっており、利用者が使いやすいバス路線となりました。本年7月29日からは新たな試験運行が始まり、通勤・通学者に配慮して朝晩の便数を増便したこと並びに文化センター及び市民プールにバス停を設置して利便性を図ったことは、評価させていただきます。しかし、バス料金や既存のバス停を廃止したことなどについて、改善を求める声も数多く寄せられているのであります。

そこで、下記の4点について端的に伺います。

第1点目は、バス料金が大人は100円から200円に値上がりしましたが、短区間で200円は負担が重いとの市民の声もあることから、他市町のしおナビやぐるりんこと同様に、バス料金を100円に戻してはいかがでしょうか。

第2点目は、バス利用者の利便性のため、廃止したヤマザワ・ホームック前のバス停を以前のように再び設置してはいかがでしょうか。

第3点目は、東部バス路線にも西部バス路線と同様のバス1台を導入し、西部地区と笠神地区が相互に行き来できるよう一体的なバス運行を図ってはいかがでしょうか。

第4点目は、多賀城らしい特徴あるバスの名称にするため、名称を市民から公募してはいかがでしょうか。

以上4点について市長の理解ある答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、災害公営住宅関係のうち1点目の市外で被災した方の災害公営住宅への入居に関する御質問でございますが、過去2回のアンケート調査において、災害査定で認められた建設戸数である532戸を上回る入居希望があったため、これまで市内被災者の入居を優先する旨を表明してきたところでございます。本年6月に行いました仮入居申し込みでは、入居申込者が災害査定の戸数を下回りました。今後、正式な入居申し込みの方法等について検討を行うことにしておりますので、この中で根本議員からの提起のありました市外で被災し市内に住民登録された方の入居が可能か否か、模索をしてみたいと考えております。

2点目の新田地区の建設予定戸数についてでございますが、仮入居申し込みの結果を見ますと、例えば160戸を建設する予定の桜木地区に226件の入居希望があるなど、新田地区以外でも建設予定数と入居希望数にギャップが認められております。可能な範囲でこのギャップを埋める努力はするものの、既に着工しております桜木地区の戸数をふやすのは困難でございますし、新田地区については敷地面積や建築基準法上の規制等により建設戸数に限界もございます。加えて、家族構成、車椅子利用者の有無、ペットの有無など、勘案しなければならない要件も多々ございます。これらを総合的に勘案して戸数を決定する

ことが必要になりますので、新田地区の希望数を全て確保できるか否かについては現段階では難しいのではないかと見通しを持っております。

次に、バス路線についての御質問でございますが、試験運行中の西部バス路線につきましては、昨年度に実施した乗降調査及び市民意見交換会をもとに検討を重ね、公共交通会議での論議を経て、御質問のバス料金、ルート、バス停など、今後の運行体制構築へ向けた見直しを行い、この7月29日からは新たなルート等での試験運行を行っているところでございます。

1点目のバス料金についてですが、公共交通の運営に当たっては、市民間の負担の公平性の観点、また持続可能な公共交通の観点から、コストの約5割を直接の受益者に御負担いただき、残りの5割を市民全体で支えていくという考え方を目安としております。平成24年度実績において、東部線につきましては、おおむねこのような収支を保持しておりますが、西部線については、運行に係る収支率が1割を切る状況となっております。また、サービスの増強に伴う応分の負担はやむを得ないとの御意見を市民との意見交換会の場でもいただいたことから、東部線と西部線の統一料金を見据えた金額として200円とさせていただきます。今後とも持続可能な路線としてサービス向上や利用促進策を検討してまいります。

2点目のバス停についてでございますが、通勤・通学の方々などの利用促進策として朝晩を増便し、1時間に1便程度の定時運行を確保するため、やむなく利用者が少ないバス停を廃止し、1周当たりの時間短縮を図ったものでありますので、御理解をいただきたいと存じます。なお、日中便においては、市民意見交換会で希望の多かった市民プールを経由するルートにするなどの改善を行っております。

3点目のバス運行路線についてでございますが、市内バスの統一的な運行を平成26年度中に開始するべく、試験運行を踏まえた検討を行っているところであります。ただし、東部地区と西部地区を相互に行き来できるルートを運行することにつきましては、1便当たりの所要時間が2時間程度になることが見込まれ、運行の柔軟性が損なわれるおそれもありますことから、始発となるJR仙石線多賀城駅における乗り継ぎに意を配してまいりたいと考えております。

4点目のバスの愛称公募についてでございますが、市内バスの統一的な運行の開始に合わせて、市民からの公募など手法も含めて検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

13番根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

まず、1番目の他市町村で被災した方の入居に関する問題でございますが、答弁といたしましては前回質問しました答弁と同じ答弁でございました。そういわざるを得ないだろうと。今の段階では。今の状況ではそういわざるを得ないだろうと、このように思うんです。私が一番何を憂いているかというと、例えば他市の人たちが宙に浮いている状態になっている。これを私は憂いているんです。市長にお伺いしますが、多賀城市で被災して全壊になって、あるいは半壊になって、そこを解体して、他市町村にいた方もいらっしやると思います。そういう方に、多賀城市の災害公営住宅に仮入居いたしますか、そういう申し込み書、通知を出しましたか。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

今のお尋ねは、市外で被災した方に多賀城市の災害公営住宅の入居の申し込みを……

（「逆」の声あり）これ逆でいらっしゃるんですね。市内で被災された方が市外にお住まいになっている方々ですね。その方々には御案内は出しております。多賀城市内で被災した方、現在例えば塩竈、仙台に住んでおいでの方々には、災害公営住宅の申し込みの御案内はしております。

○議長（板橋恵一）

13 番根本議員。

○13 番（根本朝栄議員）

それは間違いなく全員に出していますか。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

生活再建支援室で押さえておりますデータ上では出しているというふうに理解をしております。

○議長（板橋恵一）

13 番根本議員。

○13 番（根本朝栄議員）

多賀城市で被災して、そういう方には出しているということなので、多賀城市で入居したいという方は希望するかもしれません。ただ、そちらでもうコミュニティーが既にでき上がっている場合、あるいはそこが住みなれたということがあったら、その地域に申し込みたいということになると、その方は多賀城市にいる方と同じように申し込めないということになりますね。

例えば仙台市は、上限値があるんですけども、希望数が6割ぐらいだったので、仙台市の場合には他市の全壊の人とかも申し込みをしたんです。仮申し込み。でなければ、全ての戸数を埋めることができないので。逆に、亘理町なんかは、申し込み数の半分ぐらいなんです。だから、各市町によって、上限値があるんですけども、多賀城市のように、例えば526戸になって、532戸だから6人は入れるということに一応計算上はなりますね。ところが、もっといいたら、その人たちは入れない。抽選で選ばれた人だけしか入れないということになります。資格があるのに入れない、こういうことになってしまうので、ではこういうときはどうしたらいいのかということで、実はさまざまな復興会議、公明党での復興会議でもこの問題を提起しました。以前に会議があったときには復興庁の人にもお話をしたことがありました。そういう問題には調整しますというお話だったんです。この間の復興会議でも、例えば少ない地域で、今申し込みを受け付けて希望数が少ない地域、多賀城市の場合には他市の人の希望数をとっていないから正確に把握はできませんけれども、多分多くなるだろう地域、これを全然掌握していない、こういう状況なので、一度各市町村

で、他市で被災した人も含めて、その市町でとって、それで自分の希望数と合わせて、少ないところと多いところと調整してはどうですかというお話までいただいたんです。

ぜひお願いしたいのは、そういうふうにはできないかどうか。多賀城市でも、今は多賀城市で被災した人だけの入居希望数をとっていますね。それにプラス、他市の人の入居したい方の戸数もとって、それで全県下で調整をして、例えば多賀城でもう20ふやしていいですよ、あそこの分20減らすからいいですよとか、そういう調整がつくかどうか。こういう話し合いというのは、されたことがありますか。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

ございます。といいますのは、県のほうで、市外被災者を受け入れる市町村については、場合によっては国土交通省にお願いをして、災害査定の戸数をふやす検討を今しているというお話は承りました。ただし、今議員御指摘の県は、これ全県下、全市町村全てに同じような調査をやって県が取りまとめてということになりますけれども、この作業は現段階でやっておりませんし、今後とも県でするかどうかなどというのは現段階では情報をつかんでおりません。

○議長（板橋恵一）

13番根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

それは、復興庁で言ったんですね。調整して、ふやせるかどうか検討するということは。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

今私が申し上げましたのは、県の災害公営住宅の担当者会議でそういう発言がございました。これは確定ではないんですけれども、そういう検討も今後する予定であるという情報でございます。

○議長（板橋恵一）

13番根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

であるならば、多賀城市独自で、多賀城市内に他市で被災した方がおられるわけですから、どのぐらい、入れるかどうかは別として、希望しているか、その希望数は把握しておくべきではないかと私は思うんです。そして、把握をした上で県のほうに、復興庁のほうに、ぜひともこのぐらいの枠が足りないの戸数をふやさせてほしいとか、そういう推進をする、あるいはお願いをする下地をきちんとつくってほしいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

仮入居申し込み、526 ございましたけれども、その段階で 6 名の市外被災者の方の申し込みがございます。そのうち 2 名は多賀城市に住居登録をしている方です。これは災害公営住宅の仮入居申し込みの PR は広報誌、ホームページ、それから仮設住宅に全部説明に回っております。見なし仮設にも手紙を出しました。そういう意味で、市外被災者の方も申し込む情報は皆さん察知しておいでと私は理解しております。そういう意味で、6 月の段階では 6 名の方のお申し込みをいただいたということです。532 の災害査定に対して 526 ですから、これから市外の方の募集をして人数を把握するというのは、現段階ではちょっと申し上げにくい。かなり難しいのではないかと、このような認識をしております。

○議長（板橋恵一）

13 番根本議員。

○13 番（根本朝栄議員）

先ほど、そういう戸数が、他市の人も含めて戸数が足りない場合は調整するという話をされたでしょう。その話をそうされているのに、今の話で難しいと言ったら、話だけで終わって、前に進まないんじゃないですか。復興庁で推進している、あるいは調整しているという話がまことならば、それに基づいて多賀城市では動かなければならないんじゃないですか。532 戸で全て他市の方も含めて間に合う、こういう確信があるんですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

調整するという話は、県全体でやらないとどうしようもない話で、多賀城市で被災した方がほかの地域に入居したいとか、あるいはほかの地域から多賀城市に入居したい、仙台に入居したいというのは、各市町村に住居の方がたくさんいると思うんです。だから、それを一括して調整できるのは宮城県しかないわけです。ですから、うちのほうで働きかけはしますけれども、調整してもらわなければならないのは県であって、それがまだこれからの話ですから、今の時点で 532 戸の上限ですから、526 戸の中で仮入居、その中には市外で被災された方で多賀城市に住居登録されている方も含まれています。それをさらに広げると 532 を超えると調整がきかなくなって混乱してしまうので、まずは 526 から今後どうなるかということを考えていかなければならないということなので、改めてそれをやるとすれば県でとりあえず調整をしてもらって、どのぐらいの方がそれぞれの各市町村におられるか、移動を希望されている方がおられるかということは把握していただいた上で考えなければなりません。さらに、532 を超える災害公営住宅を復興庁が認めるかどうかということに、多分それが前提になって、入居がさらに促進されるというふうにございます。

○議長（板橋恵一）

13 番根本議員。

○13 番（根本朝栄議員）

私が一番心配しているのは、入居資格があるのに結局は入居できないと。では、地元について申し込めばいいんじゃないか。ところが、やっぱり津波の上がった、そういうトラウマになって、心情的にそこに戻りたくない。こういうところにやっぱり光を当てていかないと、復興も被災者に寄り添うと言っても、そういうふうに宙に浮いて、入れるかどうかかわからないなんていうのでは、被災者に寄り添うような災害公営住宅にはなかなか切れない、こういう心配、また相談もいただいているものですから。前回の質問のときは東松島市の相談、今回は私の後の石巻市の人ですけれども、そういう方がいらっしゃるので、やっぱりその辺は何とか皆さん多賀城の公営住宅に入居できるように、今後もそういう方をいらっしゃるということをしっかり踏まえていただいて、部長も次長も、市長もそうですけれども、何とか入居できるような方向で県との話し合いも進めていただければと、このように思いますので、御期待を申し上げます。

それから、2点目の新田地区の災害公営住宅の関係ですが、桜木地区も多かった、そうなんです。さっき私も言いましたけれども、桜木地区と新田地区が多かった。ただ、桜木地区の人が、では鶴ヶ谷地区に絶対いやだと言うかという、さっき私質問で申し上げたとおり、そんなことも余りないのではないかと。新田地区を希望するという方は、ある意味では、今も言ったように、津波の上がったそういうところはいやだという思いの人がほとんどなんです。また、もともと地元の人もあります。アパートとか、あるいは自宅が全壊の人の中にもいるのかな、わからないですけれども、そういう方もいらっしゃるでしょう。そういうことを考えたときに、新田地区というのは別なんです。そういう意味では別ですよという言い方を私はさせていただきました。

その上に立って考えたときに、例えば鶴ヶ谷が274戸の割には非常に少なかった、ではその30戸を減らして新田地区に30戸余計建てられないか。こういうふうに考えたときに、いろいろな用途地域の問題とか、それで建てられないというだけけれども、これは何を隠そう、災害公営住宅で被災者のための公営住宅ですよ。だったら、これは国と調整して特区にするなり、あるいはその壁を何とか乗り越えて、今48戸を30戸ふやして78戸に限りなく近づけるように、上に建設できような形で取り組むことは、ある意味で今の時期は可能ではないか、このように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

御存じのように、公営住宅を建てるのは4つの地区ということで、それで仮入居申し込みも行っているわけです、今。早く建てることとか効率的な管理のためにできるだけ集約するということが理由によって、建設の場所を選定するということとはちょっと今考えられません。ですから、今の4つの公営住宅で何とか入っていただくようにまとめていきたいというのが私らの考えでございます、別のところというのは、無理というふうに言わざるを得ません。よろしくお願いします。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

規制の話私を私のほうから説明いたしますけれども、都市計画上の用途地域で高さが10メートルまで、あるいは北側の日陰規制とかありますけれども、特区でそれを認めるということではできません、用途地域は。特区であっても、それを緩和するということではできま

せんので、これは確認してください。ですから、あそこの場所には48戸は限界なんです、どうつくっても。申しわけないですけれども、そういうことなので、御理解いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

13番根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

部長は、特区はできない、48戸限界。市長は、私が言っていなかったのによその地域のことを言って、それもできないということなので、だめだということですね、要は。心情を考えると、皆さんも被災者のそういう方々に寄り添って復興住宅ということを考えているんでしょうけれども、今まで一生懸命考えてもどうしてもこうならざるを得なかったということと理解をします。

それから、バスルートの件なんですけれども、コスト、利用者から5割、あるいは市民の皆さんから半分、これを理想としてやっているということで、他市町も多賀城のこの西部バスよりは、しおナビも、恐らくコストの面ではこのぐらいにしているのかなと、こう思うんです。ただ、市長、一番最初にこのバスを動かしたときの考え方というのは、コストの意識というよりは西部地区の公共交通、足の確保という点で、宮城バスの交通を走らせたという経緯があるんです。ですから、西部バスに限って、ああいう地域を回るバスですから、やはりそれなりにコストが半分ぐらい担保されるということは私はないと思うんです。大体、1割いないのが200円に上げたって2割にならないんです。なるんですか。ならないですよ。1割弱の今の状況が200円にしたからって3割も4割もなるわけではない。ということは、福祉的なバスなんだと、こういう捉え方で認識をしてバス運行をしないと、西部の場合はコストを意識したのではできないです。

それから、高齢者の方が1区間あるいは2区間買い物に行っていたんです、ヨークに。ところが、100円で行けたのが、往復200円で行けたのが、今度400円になるわけです。1区間でも2区間でも。短区間で負担が重いというのはそういうところなんですけれども、そういう方々の心情、あるいは塩竈に友人がいる、七ヶ浜町に友人がいる、「うちらほう100円だよ、多賀城200円に値上がりしたんだね」と、こうなっちゃう。そのときに、何で多賀城だけ200円なんだと。それも100円になっていたやつが200円ですから。こういうのはどういうふうに、コストと説明すればいいんでしょうか。いかがでしょう。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

当然コストを意識してはできないというのは、それは当然わかります。ただ、これ資料としてあるんですけれども、18年度に路線を廃止した時点で、幾らかわかりますか、収支率が22%です。今の現状を考えますと9.18%です。いかに乗っていないかなんです。ですから、議員の皆様もそうですけれども、いろいろな形で乗ってもらうように。また、多賀城駅ががらっと変わってくると、では行くかとなる方がいっぱいいるかと思うんです。

ただ、例を挙げますけれども、しおナビが何と82.77%です。そして、七ヶ浜のぐるりんこが43.28%。多賀城の東部線が45.31%ですから、結構東部線はまあまあ状況ではないかなと思っております。

御存じだと思うんですけれども、今回の本市のバス路線につきましては、特定被災地域公共交通調査事業ということで、地域公共交通確保維持改善事業費補助金で採択されているわけです。全額国庫補助を受けて運行している状況ということで、これは時間がずっとあるわけではございませんので、それがあからずきであるわけでございまして、その辺もぜひ御理解いただきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

13 番根本議員。

○13 番（根本朝栄議員）

市長、認識がちょっと。宮城交通で走らせたときは便数は何便だったか御存じでしたか。それから、料金は 100 円ではないんです。まともな料金をもらっていたので。安易に便数も少ない宮城交通と比較をして今のほうが少ないというのは、おかしい。バス利用は、今のほうがはるかに多いんです。担当者に聞いてみてください。宮城交通のときと全然利用者数は多いんですから、今のほうが。これは間違いないです。だから、認識を新たにしてください。そういうことなので。

きょう、100 円にすることを回答をもらいたいということではないので。これは市民の声なので。短区間で相当重いということも含めて、他市町のことも含めて、やはりもう一度庁内でしっかりと検討していただければなと、このように思います。

それから、当初バスが走ったときに、駅なんかもちやんと、国府多賀城駅も、それからヤマザワとかお店、ヨークベニマルもそうですけれども、お店を通っていただきました。ところが、さっき言いましたけれども、国府多賀城駅前もなくなったんです。そして、ヤマザワ、ヨーク前もなくなったので、あの辺の地域で電車に乗ろうということもちょっと不可能になってしまった、バスを利用して。ということになっている状況なんです。だから、あそこのホームック、あるいはヤマザワ前にバス停を設けることによって、国府多賀城駅も近いので、その駅利用者にも利便性はあるということも踏まえて、あと買い物も便利だと、当然。高崎中学校から高齢者の人がヤマザワまで歩いてくるのはちょっと大変だと思います。だから、バス時間を何とか、どこかで回転して、そんなに時間にならないですから、あそこをちょっと左に曲がってバス停を過ぎて、また戻ってくるようにするという、その時間を何とかつくりませんか。

○議長（板橋恵一）

行政経営担当。

○市長公室長補佐（行政経営担当）（吉田真美）

御指摘のショッピングセンターの利便性というのは非常に私どもも苦慮しているところですが、5 分かかりますと、その 5 分が 10 何便やると、夕方ではもう 1 時間以上になってしまうということで非常に苦慮して、今回の 1 時間に 1 便ということを検討いたしました。まだ試験運行でございますので、その試験運行を重ねながら、一体的な運行でどのようにすれば利便性が上がるかということを検討してまいりますけれども、やはりバス停の数と時間とそれからルートというのは相身互いの関係でございますので、全てにいいようなことには、なかなか難しゅうございます。行って戻るといのは、なかなかバスルートでは難しゅうございますので、今の路線の中で、例えばバス停を多少、1 カ所、高崎中学校の話をいただきましたけれども、ショッピングセンター側にちょっと寄せたものができるかどうか、その辺も試験運行を重ねながら検討してまいります。

○議長（板橋恵一）

13 番根本議員。

○13 番（根本朝栄議員）

ぜひ、その辺のことも検討されながら、少しでもバス利用者が、特に高齢者の方が買い物というのは非常に大事な視点だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、東部バスと西部バスの一体的なバス導入ということに関しては、統一的なバスルートはつくるということで、26 年度からやっていきたいという市長のお話でございました。ただ、西部からそのまま笠神に行くような、そういうのはちょっと難しいということでしたので、これはやむを得ないなと。ただ、駅でそれを乗り継ぎできてスムーズに行けるような体制をつくっていただければいいのかなと、こう思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、統一的なバスルートに合わせて市民から公募してバスの名称を考へるということでございますので、すばらしい名称が市民の皆さんから出ることを御期待申し上げて、質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

ここで 10 分間の休憩といたします。再開は 2 時 35 分といたします。

午後 2 時 27 分 休憩

午後 2 時 35 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

10 番森長一郎議員の登壇を許します。森議員。

（10 番 森長一郎議員登壇）

○10 番（森 長一郎議員）

私の今回の一般質問は大綱 2 点、3 問であります。

まず最初に、更生保護についてであります。

テレビや新聞では毎日のように事件のニュースが報道されており、安全で安心な暮らしは全ての人の望みであります。犯罪をなくすためには取り締まりを強化して過ちを犯した人を処罰することも必要なことではありますが、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも大切なことでもあります。そのためには、一部の人たちだけではなく、地域の全ての人たちがそれぞれの立場でかかわっていく必要があります。犯罪や非行のない地域をつくるために、一人一人が考へ、参加するきっかけをつくることを目指すために、ことしで 63 回目を迎える全国的な運動「社会を明るくする運動」があり、毎年 7 月 1 日から 31 日までが強調月間とされており、さまざまな事業が開催されているところであります。

社会を明るくする運動は、昭和 24 年 7 月 1 日、現在の更生保護法の目的、「犯罪をした者及び非行のある少年に対し社会内において適切な処遇を行うことにより再び犯罪をする

ことを防ぎ、またはその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進する」の基本となる犯罪予防更生法という法律が施行され、更生保護制度が新しくスタートいたしました。戦後の荒廃した中であって、かねてから町にあふれた子供たちの将来を危惧していた東京銀座の商店街の有志が、この法律の思想に共鳴し、保護少年のためのサマースクールの開設資金の造成などを目的に、自発的に同年7月13日から1週間にわたって犯罪者予防更生法実施記念フェア「銀座フェア」を開催したのであります。この銀座フェアが刺激となり、また犯罪者予防更生法施行1周年を記念して、その翌年の昭和25年7月1日から10日まで矯正保護キャンペーンが全国的に実施されました。このキャンペーン期間中に、前年の銀座フェアに示された一般市民の熱意と善意を高く評価して、保護司全国協議会、映画会、記念スタンプ、リーフレットの配布、街頭宣伝活動などの啓発活動が全国的に実施されました。町にあふれる戦災孤児、犯罪や非行の激増による社会不安の増大、インフレや物資不足で余裕のない生活の人々にとって、不幸な少年に対する思いやりや愛の光を呼び戻し、殺伐とした世相に明るい光をともしたと言われております。

昭和26年7月、銀座フェアと矯正保護キャンペーンを通じて犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識を深めた法務府、現在の法務省であります。この啓発活動を将来とも継続して一層発展させる必要があるとして「社会を明るくする運動」と名づけ、国民運動として世に広めたのであります。また、平成22年の第60回の運動において、公募と有識者による選考委員会を経て、新名称「社会を明るくする運動 犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域の力」と定められております。

多賀城市において、ことしも7月1日から31日までの強調月間に市長を委員長として多賀城市、多賀城市更生保護協議会、多賀城市教育委員会、多賀城市区長会など構成約17機関・団体が「社会を明るくする運動推進委員会」を組織しており、啓蒙活動をされたのであります。この期間は、前述してまいりましたとおり、保護司、更生保護女性会、協力雇用主会など日常の更生保護活動を市民の皆様へ、非行・犯罪予防、犯罪者への立ち直りについて御理解・御協力いただくのにいい機会となっております。しかし、一般市民への啓蒙に大きな効果のあるミニ集会の開催は、ことしも保護司への講師依頼は4地区にとどまるなど、年々、開催地区は減少しているのであります。

いじめ・DV・非行・犯罪予防、犯罪者の立ち直りのために、事務局として地域、学校などへの啓蒙のさらなる協力強化を求めるものであります。

次に、早いもので、いよいよ東日本大震災復旧期最終年度となりますが、多重防御の一つであります県道巨理塩釜線の延伸、市内港湾道路の件であります。仙台市では宮城野区蒲生から若林藤塚の約10キロメートルを盛り土で高さ6メートルから7メートルかさ上げした後に片側1車線の道路を整備するとしております。この（仮称）東部復興道路は、津波を食いとめる一つの堤防としての役割を持たせ、若林区と宮城野区南部は、現在の県道10号塩釜巨理線の東側を並行して整備が考えられているところであります。この県道10号塩釜巨理線は、宮城野区岡田付近で太平洋から離れるように北へ向かっておりますが、（仮称）東部復興道路はそのまま北東へ直進し、七北田川手前で左に折れ、高砂橋の南側で県道10号線と交わり、岡田付近を境に、南側が県道10号、北側は新市道と考えられております。この計画に伴い、東部復興道路に並走する現県道10号塩釜巨理線の区間は側道に格下げ、基本的には東部復興道路は車両のみ東側にも側道を設け、歩行者は復興道路の両側の側道を利用する形にするために、側道に格下げされる現県道も一部が西側に移設されるなど、2017年度の完成を目指し、大がかりな工事がスタートしたのであります。

宮内、町前、栄、桜木地区にも現地再建されている方々、企業の方々、災害公営住宅の計画等、安心・安全、減災対策に県道塩釜線の延伸部分の港湾道路の防災対策、減災対策が急務と思うところであります。

最後に、本議会冒頭の行政報告の中でも触れており、また一部マスコミからも報道があった避難所の協定についてであります。8月29日に国土交通省東北地方整備局東北技術事務所、塩釜港湾空港整備事務所と津波避難ビルにかかわる災害時における支援協力に関する協定を締結し、多賀城市では一時避難所が18カ所になったようであります。平地の多い沿岸部には恵みの避難所と感謝申し上げ、当該施設の皆様はもとより、市長、職員の皆様の御努力に敬意を表したいと思います。

さて、震災・津波発生後、余震後と、かねてから事あるごとに沿岸東部からの災害避難者のために多賀城高校の御協力を求めるべきと提言させていただいておりました。平成28年度に防災計画課が設置される計画もある多賀城高校でもあり、防災教育にも造詣が深くなり、さまざまな部分でも連携がとれるものと期待するところでもあります。重ねて当局の対応を伺い、私の3点、最初の質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答えいたします。

初めに、更生保護に係る地域や学校への啓発についてですが、社会を明るくする運動は、森議員のおっしゃるとおり、犯罪や非行の防止と過ちを犯した方々の立ち直りについて理解を深めていただくための全国的な運動でございます。本市では、社会を明るくする運動の強調月間であり、7月を前に、区長会や社会福祉協議会、民生児童委員協議会を初め、市内の小・中・高等学校、さらには防犯協会連合会など、さまざまな団体から御協力と御理解をいただきながら啓発活動を展開しているところでございます。今年度も7月1日に、日ごろから更生保護活動に積極的に取り組まれている保護司や更生保護女性会の皆様とともに、JR仙石線多賀城駅前啓発運動を行ったところでございます。今後も、森議員から御提案があったとおり、地域、学校との連携をさらに強化しながら啓発に努め、安心して住める地域づくりを目指した運動が繰り広げられるよう支援してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、防災事業関係のうち1点目の県道塩釜巨理線とそれに続く臨港道路のかさ上げについて回答いたします。

県道塩釜巨理線に続く臨港道路の市内でのかさ上げ工事を急ぐように要請をとの御質問でございますが、仙台市内の県道塩釜巨理線とそれに続く臨港道路とでは、その整備内容が大幅に異なっているようです。県道塩釜巨理線の七北田川から南側の名取川までの区間約10キロメートルは高さ6メートルで道路自体をかさ上げするものですが、七北田川を越えた場所から本市へと北側に向かう臨港道路の仙台塩釜港湾区域内は現道のかさ上げは行わず、東日本大震災と同条件で発生する津波、いわゆる今次津波の威力を軽減するための漂流物対策施設を既存の中央分離帯への盛り土などによって整備するもので、これが本市

でいうところの多重防御の第2堤となります。なお、この中央分離帯の盛り土は、最も高いところで約2メートル程度になるようでございます。現在は県が事業化に向けた協議を国と進めているところで、工事着手については平成26年度になる予定とのことでございます。

ここで、あわせて本市の多重防御に関する現時点での第1堤と第3堤の整備の方向性について御説明させていただきます。第1堤については、百数十年に一度の頻度で発生する津波を防ぐための防潮堤を仙台塩釜港湾区域内に整備することとして、現在県が調査設計を進めており、平成25年度内の工事着手を目指して事業を進めていただいております。そして、第3堤については、今次津波の威力をさらに弱めるための防災緑地を八幡通り公園の区域に植樹等を行って整備することとして、現在、本市が調査設計を進めております。これら第2堤を含めた3つの施設については、それぞれの整備効果が相乗的に発揮されるよう県と連携して各施設の構造等を調整しながら効果検証を行っているところで、これらの調整結果をもとに事業の推進を図るとともに、復興交付金による第3堤防災緑地の工事費獲得を目指しております。今後も県との連携を密にしまして、復興庁とも調整を進め、全ての事業の早期完成を目指して取り組んでまいりますので御理解をお願い申し上げます。

2点目の多賀城高校を一時避難所に加えられたいとの御提言についてでございますが、多賀城高校とはことしの4月以降、災害時における多賀城高校の校庭利用に係る覚書に関して協議を重ねてきております。その結果、校庭を災害時における車両の一時避難場所として利用すること、また体育館等の施設を車両で避難してきた住民等の一時避難場所として利用することについてほぼ合意に達しており、現在、覚書の締結に向けて事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

10番森議員。

○10番（森 長一郎議員）

まず、1点目であります。7月いっぱい強調月間は終わったのでありますが、防犯活動、予防活動についてはずっと通期でというのは当然でありまして、たまたまここに9月13日の新聞で、保護司の活動支援強化という記事が載りました。仙台保護観察所にも確認したんですが、「受刑者を刑期途中で釈放する一部執行猶予制度が3年以内に施行されるのを見据え、人員確保が課題となっている保護司について」というふうなことが載っております。ということで、一般の方々が保護司の活動をされておりまして、法務省によると、執行猶予判決を受けて保護観察中の人は云々ということも載っているんですが、これに対し、こうした保護観察対象者の社会復帰を手助けする保護司は、ことし1月時点で4万7,990人で、4年連続で減少している、月2回程度、対象者らと自宅などで面談するのが主な仕事であります。給与の支給されないボランティアで負担が大きいことから、なり手が見つかりにくいということでもあります。でも一生懸命やっている方が多賀城市内でも16名おります。ということで、その活動を理解していただくにも啓蒙、本当に市民と手をたずさえてというところが、ただ守秘義務が大きいので、ただ活動自体を理解していただいて、防犯・非行をなるべく防いでいく、そこに陥らないようにしていきましょうということが大前提だと思うんですけども、また強化していただければと思います。いま一度、決意をこちらお願いいたします。

もう一点、多重防御の件でございます。先ほどずっとなぜ仙台市のことを出したかという
と、余りにも差異があるのではないかと。新港自体が津波の浸水しやすい構造ではあると思
いますので、その辺のところもいま一度。ただ、自問自答でやってしまうと問題があるん
ですけれども、仙台市も6~7メートルの多重防御で何段階かにおいて波の波高を低くし
ていくということでありました。いかにして平地から高地を今度は逃げていくのかという
ことも考えなければいけないという問題もありました。多賀城市では多分そういうことも
考えられて3段階においての多重防御ということでもあります。ただ、県との協議が進んで
いるところでもありますけれども、高さ、要は周りが高くなっていて多賀城市の入り口だけ
低くなって、ここへ集中しないのかどうなのかということが心配されることでもあります。
この辺のところもあわせて協議をしていただければと思うところでもあります。

3つ目、多賀城高校、ありがとうございます。本当に随分と進展されまして、この間も道
路で電信柱の近くで作業をされている高校生がいて、何しているんだろうなと思ったら、
マーキングしていました。津波の高さがここまで来ましたというところで。何でこんなこ
とをしているんだろうと思ったら、多分その布石だったのだろうなと。認識を共有して
いくということだし、いかに風化させないかということで、もう始動しているんだと思
います。ということで、あらゆる部分で多分連携がとれていけるのではないかと。防災関係
の新しい科ができるということ。その辺ではまたどんどん、向こうからも今度はアプロ
ーチが来るでしょうから、その辺のところはよろしくどうぞお願いしたいと思います。

先ほどの1点目、更生保護についての強化の決意と、それからもう一つ、かさ上げについ
て、まず県のほうへ心配をなくすような形で協議ができるのかどうか、お答えいただ
ければと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1点目の保護司の方々の御苦勞は本当に並々ならぬものがございまして、本当に私自身も
評価したいと思いますし、これからできるだけそういうものに対して支援してまいりたい
と思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

2点目の関係は、復興局長のほうから説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

震災復興推進局長。

○市長公室震災復興推進局長（鈴木 学）

2点目の御質問でございますけれども、仙台市との差異があるということで、仙台市の今
やろうとしているところにつきましては市街化調整区域内で、それから周りが田んぼだ
ということもあって、ああいう高盛り土をしてということなんですけれども、多賀城の特徴
としては、もう市街化がされていて、臨港道路の両脇にも相当企業が張りついているとい
う状況を鑑みまして、手法が違ってきているという状況でございます。今回の東日本大震
災を受けて、ハード的なもので多重防御をしているということ自体が非常に珍しいとい
うことで、その辺、復興庁からも十分関心を持って見ていただいている、第1堤、第2堤、
第3堤とつくっている区域はこの多賀城だけであると。それは、なかなか仙台市のように
ああいうような高盛り土ができないということの裏返しでもあるんですけれども。それぞ
れ施行者が、第1堤が宮城県、第2堤についても宮城県だと。ましてや多賀城市の区域の

外であるということも鑑みまして、その辺の効果ですとか構造ですとか、一つ違ってくる
と全部いろいろ影響が出るものですから、今それらを総合的に観察しながら最終的な形を
模索しているという状況でございます。

仙台港付近のところで本当に大丈夫なのか、集中するんじゃないかというお話がございま
すけれども、基本的に国の防災会議では、いわゆる L1、百数十年に一度の津波はハードで
守るということを基軸にしている。そのハードで守る L1 の対象物が第 1 堤であり、それ
をオーバーフローした分が第 2 堤、第 3 堤が補完するという考え方になってございませ
うので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

10 番森議員。

○10 番（森 長一郎議員）

2 点ともよろしくどうぞお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰己議員の登壇を許します。昌浦議員。

（16 番 昌浦泰己議員登壇）

○16 番（昌浦泰己議員）

私の質問は 2 点です。

最初の質問は、土曜授業についてです。

1 人の子供、1 人の教師、1 冊の本、そして 1 本のペン、それで世界を変えられます。教
育こそが、ただ一つの解決策です。エデュケーション・ファースト。ありがとうございました。
昨年 10 月 9 日、パキスタンで武装勢力に頭を打たれたマララ・ユスフザイさん
が今年 7 月 12 日に国連でスピーチを行い、全ての子供に教育を受ける権利の実現をと訴
えました。質問の冒頭に私が読み上げたのは、マララさんの演説の結びの言葉です。自分
の命を賭した心からの叫びです。イスラム過激派の逆鱗に触れた「女の子にも教育を」の
信念は、この演説の締めくくりによって、より確かで強固なものとなったようです。

彼女の住むパキスタン北部山岳地帯のスワート地区は、パキスタンやカザフスタンの国境
付近で活動する反政府勢力パキスタンタリバン運動という過激派組織に占領されました。
タリバンは、子供、特に女性の教育・就労権を認めず、200 以上の女子学校を爆破しまし
た。そのことをマララさんはイギリスの放送局 BBC を通して批判し、世界の人々の支持
を集めました。そのためにタリバンは彼女を銃で打ちました。それが昨年 10 月です。
タリバンは犯行後、声明で自分たちを批判する者を見せしめとして殺害したことを発表し
ました。ところが、マララさんは奇跡的に一命をとりとめ、回復しました。そして、再び
タリバンを批判すれば命が危ういことに臆することなく、マララさんは 16 歳の誕生日に
国連でスピーチを行ったのです。

日本において、公教育制度が完成するのは 1872 年、明治 5 年の学制の発布から 30 年近
くたった 1900 年、明治 33 年のことです。この年、義務教育の授業料廃止が行われ、義
務制、無償制、宗教からの中立性の 3 条件が成立します。1902 年、明治 35 年には、

92%まで就学率が上がりました。近代の公教育制度は、欧米では約 100 年を要しているのに、我が国の場合、わずか 30 年の間に公教育制度が成立しています。これは、庶民のための寺子屋があり、江戸時代に識字率が高かったことがその背景にあるようです。日本は多くの子供に教育の機会を保障しています。世界を見れば、まだまだ教育を受けることができない子供たちが約 5,700 万人ほどいます。一説によると、7,700 万人という統計数値もございますが。私は、教育を受けることができるというのは本当に幸せなことなんだということを知りたいと思います。

私は、昨年平成 24 年 6 月 19 日の平成 24 年第 2 回市議会定例会一般質問で、児童・生徒の教育格差是正策について質問をさせていただきました。その質問の延長線で今回の質問の原稿下書きをほぼ完了していた今年 9 月 22 日の朝、原稿を大幅に書きかえるようなテレビ番組を見ました。午前 7 時 30 分から仙台放送「新報道 2001」で、「貧困の連鎖が子供を襲う」というタイトルで、ある母子家庭を密着取材して、家庭の事例を紹介しつつ、時折数人にコメンテーターに意見を述べてもらうという内容でした。コメンテーターの 1 人に現職の文部科学大臣下村博文、本名の読みは「ひろふみ」氏が出席していました。番組の中で下村大臣は、子供の貧困格差はあるということ、貧困の連鎖も現実としてあるということを発言し、収入の低い世帯の子供と裕福な世帯の子供とでは教育格差が歴然とあること、これには下村大臣はコメントしていませんけれども、発言しないということとは暗黙で認めたことと私は理解しました。

下村大臣は番組の中で、1963 年、昭和 38 年、小学校 3 年のときに父親を交通事故で亡くし、その後、ほぼ自給自足生活の中で母がパートをして 3 人の子供を育てる母子家庭で育ったことを話しました。自身の経験から、子供の貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号）の法制化に尽力したことを述べております。この法律の目的は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策に関し基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子供の貧困対策の基本となる事項を定めることにより子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とするとなっております。

さきにお示しした新報道 2001 の番組の中で、ある NPO が生活保護世帯の子供を対象に学習塾を開催しておりました。3×□=18 という算数の問題で、升の中に答えの数字を書くのですが、升の中に 7 と書いた男子中学 3 年生が映っていました。その映像を見た私はショックを受けました。このような現実を見せられて、一体教育の現場はどうなっているのか、なぜに中 3 まで小 2 で習う九九がわからずじまいでこの子は 7 年近く過ごしてきたのか、その間、誰も手を差し伸べなかったのか、そういう疑問が私の中に湧いてきました。

最初に、学校に行き学びたいのに、時の統治者によりその権利を奪われ、権利を主張したことで銃弾により命をねらわれたマララ・ユスフザイさんの例を挙げました。次に、日本において公教育制度についてと子供の貧困対策の推進に関する法律について述べました。最後に、小 2 で習得する九九がわからない男子中学 3 年生の例を挙げました。マララさん以外の 2 つは日本の現実なのです。学校に行けない世界の子供 5,700 万人に比べて日本の子供は幸せなはずなのに、落ちこぼれる児童・生徒の存在、学習意欲はあるが家庭の経済状況で進学を断念せざるを得ない児童・生徒の存在。

全国学力テストの結果が発表された日 8 月 27 日に読売新聞が伝えるところでは、文部科学省は来年度から小・中・高生の学力向上に向け土曜授業を行う公立校への補助制度を設ける方針を決め、来年度はまず全公立校の約 2 割に当たる 6,700 校に対する補助を行う予定で、2014 年度予算の概算要求に計 20 億円を盛り込みました。この制度は、地域人材を

講師にするなどし、月 1 回以上実施することを想定、地域と学校のつながりをより強めることもねらいのうちです。講師謝礼や教材費等、土曜授業に必要な費用を補助して実施自治体を後押しし、来年度から 3 年間で全公立校の土曜授業実施を目指す方針です。

文部科学省は、週 5 日制の導入に伴い、学校教育法施行規則、これは省令とイコールです、施行規則で土曜日を休業とし、土曜授業を特別の必要がある場合と例外扱いにしています。この秋、この省令を改正し、自治体の判断で実施できるようにした上で、補助制度の創設で土曜授業を推進するようです。地域の会社員や公務員に土曜日に学校へ来てもらい、体験活動といった総合的な学習を行うことを想定し、英語や補習的な学習も行い、幅広い学力向上につなげようとするものです。

地域の人材を講師にすることで教員の人件費や休日確保などの問題も解決できます。人材と学校を結ぶコーディネーター役や講師への謝金と教材費など、3 分の 1 を補助します。

想定される土曜授業の内容は、海外経験を持つ商社員が英会話を指導、自治体職員が地域の歴史について説明、地元の吹奏楽団が演奏を披露しながら楽器について解説、理系の大学生がさまざまな理科実験を指導、建築家が建築設計に数学がどう生かされているかを説明、そしてかねて私が唱えていた教員 OB・OG が宿題を丁寧に指導することなどがありません。

概算要求ではありますが、さきに申し上げた文部科学大臣下村博文氏の生い立ちや性格からも、実現の可能性は大であると私は思料いたします。そこで、通告書に記載いたしました、(1) 本市は土曜授業実施を検討しているのでしょうか。(2) 文部科学省は来年度土曜授業を行う公立校への補助制度を設ける方針を決め、概算要求をしました。制度が新設された場合、この制度を本市は利用するのでしょうか。この 2 項目について御回答願います。

2 点目の質問は、小・中学校の学力向上策についてです。

今年 8 月 27 日、全国学力テストの結果が公表されました。河北新報はかなりの紙面を割いており、それからも本県の成績が芳しいものではなかったと推測できます。

さて、毎日新聞 2013 年 9 月 21 日東京朝刊を見るところによると、「全国学力テストで静岡知事、上位 86 校の校長名公表、責任の所在を明確化」というタイトルで、静岡県の川勝平太知事は 20 日、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの正答率が全都道府県最下位だった小学校国語 A、これは知識を問う問題で、平均以上だった県内上位 86 校の校長名を五十音順に公表したことを伝えています。上位として実名を公表された校長は、下位を出せば興味本位の対象になるのでそれよりはいいが、点数のよしあしだけでは適切な指導が行われているのか判断できないと知事の手法に疑問を呈しました。公表されなかった校長は、誠心誠意やっているのに悔しい、人格形成の大切な時期を預かる身としては教育の信頼を損ねる行為と感じると声を荒らげたことも報じています。

静岡県の川勝平太知事の今回の行為について私自身のコメントは控えますが、このように全国学力・学習状況調査は、全国の首長、議員にとっては一大関心事であり、そこで端的に質問を申し上げます。質問要旨に記載した (1)、今年 8 月 27 日全国学力テストの結果が公表されました。本市を含む宮城県の小学校は 4 つのテストの成績は 47 都道府県中 35 位から 39 位でした。小学校での学力向上策を今本気で考えなければならないと存じます。今後、本市児童の学力向上策はどのようなものでしょうか。

中学校の数学は、算数から数学へと名を変え、小学生のころよりもはるかに高度な学問へと進化します。数学と算数の大きな違い、それは応用の幅の広さ、そして深さです。最初

は小学校の勉強と余り変わりなく着いていけたけれども、急に難しくなってわからなくなったという人が結構います。数学は積み重ねの学問であるとよく言われますが、中学の数学は文字式の計算から方程式に、1次関数から2次関数に、合同から相似と次々に内容が発展していきます。学校の授業や参考書は、知っているべき前知識を当然知っていると考えて進みます。そうすると、わからない箇所がある人は、より発展した内容が全然わからなくなってしまうということが起きてしまう可能性があります。それを解決する方法はただ一つです。高校で基礎がわかっていないと思ったら中学の数学をやり直すこと、中学生なら小学校の算数からやり直すことです。基礎が一番大事です。あらゆる分野において言われることですが、数学の世界においても、それは例外ではないのです。さきに小2で習得する九九がわからない男子中学生を例に挙げましたが、彼は適切な指導のもと、めきめきと実力を上げてきています。

そこで、質問要旨に記載しました(2)、宮城県内の中学生は2つの数学テストの成績は47都道府県中いずれも36位でした。今後積み重ねの学問と言われる数学の学力向上策はどのようなものでしょうか。

次に質問させていただくのは、小中一貫校での教育を市教委では検討した事実がおりかを問うものです。小中一貫教育とは、初等教育、いわゆる一般の小学校で行われている教育と前期中等教育、これは一般に中学校で行われている教育、その2つの教育の課程を調整し、無駄を省いて一貫性を持たせた体系的な教育方式のことです。また、これを行っている学校を小中一貫校と言います。大きい利点といえば、カリキュラムもきちんとしていますので高校受験ではかなり有利になると思います。9年間も高校受験に向けて勉強する時間がありますから難関校に入るまで余裕が持てますし、それに塾に行ったりする必要も余りないように思います。また、土曜授業を活用して、学習におくれを来した児童・生徒におくれを取り戻すチャンスを与えることも可能と存じます。

ここで、一言お断り申し上げますが、私はガリ勉や成績至上主義で質問しているわけではないということを御理解いただきたいと思います。

質問要旨に記載した(3)、上記の関連で、本市では小中一貫校での教育を検討されておられますか。お答え願います。

最後でございます。前回、世の中で一番の弱者は子供です、その子供が貧困から脱する手段は学力です、子供が自主的に学び、学力向上のために学びの拠点を市が保障すべきと思います、ゆえに現在の図書館を児童・生徒の学習支援センターとし、市独自で学習支援ボランティア制度を設け、学習支援センターに配置されてはどうかと質問させていただきました。私としては余り納得のいく御回答ではなかったので、再度お考えを問います。質問要旨(4)に記載しました、児童・生徒の学習支援のためのセンターを今の図書館へ設置すべきと考えますが、市教委としてはどのようにお考えでしょうか。御回答を願います。

○議長(板橋恵一)

市長の答弁を求めます。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

昌浦議員の御質問につきましては教育長から回答いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

それでは、昌浦議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、土曜授業の実施についてでございますが、そもそも学校5日制は、学校、家庭、地域の3者が連携し、役割分担をしながら社会全体で子供を育てるという理念のもと、家庭や地域の教育機能の充実も目的とされて導入され、子供たちの社会的な自立に向かって生きる力の育成に取り組んでまいることとあります。しかし、その理念が子供たちの土曜日の過ごし方の中で必ずしも実現されてこなかったことから、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、子供たちの成長を支えようとする取り組みの一つとして土曜授業が検討されてきたことは議員も御承知のことと思います。したがって、土曜日の授業は、地域と連携した体験活動や地域人材の活用など、土曜日のメリットを生かし、子供たちの生きる力を育む取り組みが求められております。

このようなことから、今の時点では、平日同様に全児童・生徒が土曜日に学校に通い授業を行う形態での補助制度の利用は考えておりません。

これまで取り組んできた各生涯学習団体の活動やあすなろ教室などの土曜日の学習機会を生かし、塾や習い事、スポーツ少年団といった活動への影響や子供たちの負担、家庭への影響などについても十分考慮した上で慎重に検討いたし、土曜日を有意義に活用した子供たちの豊かな成長を支える方策を工夫、研究してまいりたいと考えております。

続きまして、学力向上策に係るのうち1点目の小学生の学力向上策についてですが、昨年度までの本市の学力状況調査の結果につきましては向上傾向にあり、昨年度初めて実施した理科についても良好な結果でしたが、今年度の結果は宮城県と同様の傾向が見受けられました。このことについては、議員御指摘のとおり、詳細な分析が必要であると考えております。

今年度の中学3年生は東日本大震災時に小学校6年であった年代であり、現在の中学生は小学校時代に震災を経験してきた生徒であります。昨年度の後半から何度かお話しさせていただきましたが、子供たちに不登校などの問題傾向や学習に集中できない子供の増加、PTSDの発症など、変化があらわれ始め、スクールソーシャルワーカーの支援を受けているところがございます。今後、阪神・淡路大震災の教訓に学び、子供たちの心のケアに意を配しながら学習指導に努めてまいりたいと考えております。

2点目の中学生の数学の学力向上策についてでございますが、本市では小学校の算数、中学校の国語については基本的な力がついてきている状況にありますが、中学校数学に課題がありますので、学習指導においては少人数指導やチームティーチングの工夫など個に合わせた指導を行うとともに、教職員の研修を通して小・中学校の指導の関連づけや連結を工夫してまいりたいと考えております。

また、児童・生徒については、学ぶ意欲と学習の習慣化が大切であることから、本市独自に作成いたしました家庭学習の手引きを改めて周知し、自主学習、家庭学習の取り組みを進め、みずから取り組んでいく習慣と学びの自立を図ってまいりたいと考えております。

3点目の小中一貫校での教育についてでございますが、学校施設名や地理的な条件、管理運営面などで困難な面が多いことから、現在のところ小中一貫校を設置することは考えておりません。

ただし、小中学校の連携は大切なことであり、現在、小・中学校教職員の人的交流により教育に関する考え方の共有と授業改善を進め、指導の一貫性を高めるとともに、いわゆる中1ギャップを初めとした生徒の生活面における課題の解消に努めております。今後とも教員同士の交流を深め、授業研究会を通してお互いの学校の理解と連携を深め、情報や考え方などについて共有を図ってまいりたいと考えております。

4点目の御質問は、学習支援のためのセンターを今の図書館に設置すべきとのことですが、学習支援のあり方については、学校外の多様な子供支援の中で広げてまいりたいと考えております。また、移転後の現図書館の利活用については、今後の検討課題としております。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

回答、いろいろいただきました。かなりボリュームある通告をしたものですから、今度は再質問するのが大変なんですけれども。

まずは、今回の質問全てにかかわることであり、かねて疑問に思っていたことを、せっかく一問一答という方式を選んだものですから、お答えいただきたいと思います。疑問の1なんですけれども、小学校1年生の時点ではなぜ学校に通うのか、私も入学式やなんかに行くと校長先生がやさしい言葉で教えてくれるんです。むろん、小1のときには担任の教師は生徒にやさしく、なぜ学校に通うのかということも当然最初の授業等にわかりやすくお教えいただいていると思うんです。しかしながら、学年が進むにつれて、ここで疑問なんですけれども、折に触れ、小学校の高学年になり、また中学校になったときに、なぜ学ぶのか、学びの意義、言いかえれば、学ぶことが人生においてどう役立つのかを児童・生徒に教師は問いかけをして考えさせたり、あるいは諭すようにお教えしたりしていらっしゃると思うんですけれども、その辺をどう、カリキュラムと言ったらおかしいんですけれども、折に触れて児童・生徒に、なぜ学ぶのかという基本的なところを学校ではきちんと授業の中に取り入れているのかどうか、この辺、危惧するところでございますので、御回答いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

質問全体がかなり壮大な中身ということですが、なぜ学ぶのか、人はどう生きるかの問題でありますね。人はどう生きたらいいのか、自己実現をしながら、そしてまた社会のため、世のために尽くしながら。本来であれば教育は、家庭でしつけ、学校で学び、社会で育つ。これは不易の言葉です。その3者の連携が必ずしもうまくいっていない、ここが今の学校教育を取り巻く大きな課題だと思います。家庭を背負い、社会を背負い、子供は学校に行きます。当然、学校で学校なりのことをやりますが、家庭教育とか地域社会の

教育という点にずっしりと重いものがあるんですね。学校教育が全てというふうな教育はあり得ないわけでありますので、学校を支える基礎的なところがなかなか思うようにいていないところに、簡単になぜ学ぶのか、当然学校教育、社会教育、全てにおいて子供はよりよく生きていくという、そしてまたその中で社会とかかわって生きていく、そういう大事なことが、なかなか浸透されていない。子供を取り巻く教育の背景といいますか、社会背景といいますか、情報社会もそうですよね、そういうふうな背景を背負って子供たちは今育つさなかにあるわけですので、そういうものを3者それぞれの教育機能を分担するような世の中にしていきたい。これが学校5日制であり、土曜授業ということに結びついていくのだらうと思います。まずもって、それだけ答えておきます。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

私は教育長と禅問答やっているわけでも何でもない。気宇壮大だとあなたは最初におっしゃったけれども、これが一番根源的なものだとは私は思っているんです。だから問うた。このところをきちんと学校の中で児童・生徒にお示しされているのとされていないのでは、やはりお子さんたちの覚悟というものが私は違ってくる、そう思ったから最初に前置きしたじゃないですか。かねてより疑問に思っているから答えてくださいと。

確かに、地域、そして家庭であり、そして学校、この3つのところで教育力というのは…、それがどれ一つ欠けても子供にとってよろしくない、それはわかるんですけども、しかしながら私、何で九九ができない中学生のことを申し上げて、質問の冒頭にあんなに長たらしく前置きしたかというのは、そういうことなんです。あの子、テレビで見ただけの子だけでも、中3で九九できないんですよ。「さぶろくじゅうはち」が「さんしちじゅうはち」と答えているんです。ですから、そういうところを、こんな言い方は失礼けれども、落ちこぼれという生徒みたいなのがどうして中3まで。これ多賀城市ではないと思います。多賀城の先生方は立派ですから。しかしながら、全然例がないわけではないだろうという想定のもとにやったんです。教育というものの中でその辺あたりは私は一番重要だと思うので聞いてみたわけでございます。

では、それに関連して、本市においては学習におくれのある生徒に対して、なんだかさっき聞きました、少人数でチームティーチングで個に対応したと言うんですけども、目を届かせて、小1から中3まで早目におくれを見出したときに、どういう手をとって、そのおくれを軌道修正されておるのか、もう一度そこだけ具体的に御回答いただきたいのですが。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

一人一人の子供たちに能力に応じてしっかりと手をかけていく、これは教育の常道ですよ。ですから、よそではない、先ほども御質問いただきましたが、これまでは一斉授業ということが通っていた時代がありました。一人一人の子供にいかにか手をかけて、その個性なり特性なりを伸ばしていくか。そういう点では、多くの手がかかる、あるいは多くの手がかかるだけではなくて個々に根ざした教育の場の設定が必要です。そういう意味で、市のほうではそういうことを理解していただきまして、50数名のサポートする先生方がおります。きちっと先生と対面して、「はい、やりますよ、みんな静かに先生のところを注目

して」、なかなかそういうふうにはできない子供たちも実は多くなっているんです。環境も違ってきています。ですから、少人数で学級を2つに分けたり、あるいはTT2人、あるいは中には3人ということもあるんですが、入って、1人の先生が説明している間に机間巡視をしながら子供に手をかける。そういうふうなことを一生懸命取り組んでいるのが現実です。これは実際に見てもらおうとわかると思います。どういう状況下にあるかというのを。そんなところでやっておりますので、具体的事例をちょっと挙げましたが、多賀城市の話に戻してもらって、お話をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

それでは、多賀城市に戻して質問させていただきます。

市議会でも今回かなりの議員が教育に関していろいろと御質問されております。その中の1人が私でございます。ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、学校長会というのがございますね。小学校や中学校の校長が、校長会と言うのかな。そういうのが月1なり2なり定期的で開催されていると思います。その際に、直近の議会においてこういう一般質問が出されましたということで、そこで校長も議会で議員がどのような関心を持ち、質問あるいは施策の提言など、こういうのが出たというのをどなたか報告するんでしょうけれども、そういうことに対するディスカッションというのは校長会の中で定期的に設けられているんでしょうか。そのことを確認したいんですが。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

議会に出た学校関係、教育関係、中身は全て、質問事項まで、これはお知らせすることにしております。当然そのことについて、即しなければならぬこともあれば、これから長い目で見なくてはというものもありますので、当然それは私の責任においてすべきだと私は思っております。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

なんか今の話ですと、議論まではいかなくて、一応お話だけは伝わっていると受け取ったんです。もし違っていたら、また御回答ください。

では、本題に入ります。文部科学省は3年後に土曜授業を完全に全公立校、高校や中学校や小学校で実施するという考えのもとに来年度試行的にまずやるということを私一般質問のこの原稿の中でも盛り込んで申し上げたつもりでございますが、では先ほどの回答では慎重に検討すると。わかるんです。でも、いずれは3年後、本市でも6小、4中で実施する可能性というのは大だと思えます。ですから、それであるならば、どうせやるなら、一歩先じて手を挙げるなり、文科省のモデル校みたいな形で手を挙げるなり、そういうふうにして、どこかでもいいですから先に試行的にやるところというのも選んで試してみるのがいいのではないかと思えますけれども。その辺で、どうせやるなら小中一括し

て、横並び用意ドンをなさるお考えなんでしょうか。それとも、パイロット的にどこかをやるお考えはあるんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

まず、土曜授業ということで授業という名前がついているので、即土曜日に鉛筆持たせませすという中身ではないですね。3者の連携によって子供たちをやっつけていこうと。そしてまた、土曜授業ということで、それぞれの町なり、うちらほうでも考えなければならないですね。ちょっと遠回りになります、済みませんが。土曜授業というのは、学習活動には教科指導というのがあります。これは当然、鉛筆を持ったりなんだりということになるわけですが。教科活動ですね。それから領域というのがあります。領域というのは何かというと、道徳、特別活動、総合学習、こういうものが、中身詳細やるわけですが、いわゆる普通授業が時数が多くなったり、あるいは世の中の環境の変化によって、これだけではなかなか、あるいは子供の家庭の実態もなかなかうまくいかない、これに対応するために、領域と言われる面の授業を少し土曜日に移したら5日間の授業はよりよくなるだろうというのが土曜授業の大体の大筋です。

そんなところで、うちの場合ですと、その一環として今進めているのは学校支援地域本部事業というのがあります。これは東豊中学校。震災で若干足踏みして困ったと思っていたんですが、そういう状況でなかったものですから。東豊中学校、これもうスタートしました。そして、現在、二中になっています。あと、多賀城中学校、高崎中学校と近々進めていく。そういうふうな裾野の中で子供の授業といえますか体験活動と言いますか、そういうものを広げていくという方向でいますので、新しく出たものを次々、次々というふうな状況下はないというところであります。

以上です。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

平行線なようなので、これでこの土曜授業に関しては最後の質問にさせていただきたいと思えます。

私は、今総合的な学習の時間というのがカリキュラムの中に入っておるんでしょうけれども、それを土曜授業のほうに移して、その移したところのすき間を何かしら、教育長がおっしゃっているような、いわゆるカリキュラムのほうを入れ込むというか。そうすれば、かなり違うんじゃないのかなと。あるいは、逆に言えば、ちょっと振り返ってもう一回復習してみようみたいな時間に割り当てるのもよりいいのではないかなと。そういう思いの上からも土曜授業というのをやってみたらどうなんですかということをお願いしたんです。どっちみちこれ、先のことなのでわかりませんが、3年後には土曜授業というのをなさるといことなので、もう少し検討というのを早めていただきたい。要望にとどめておきます。

それから、学力テストなんですけれども、8月27日の河北なんですけれども、やたら紙面を割いているんです。このくらいあるんです、問題も含めて。教育長、このくらい。そ

の中で「学力テスト、秋田っ子また好成绩」というのが出ていたんです。端的に聞きます。本市においては、秋田県では最上位の結果、それも小・中学生でなっているので、秋田の成功例とかなんかを恐らく分析されたと思うんですけれども、されてさっき言った学習の手引き、そういうのもつくれたのかと思うんですけれども、いわゆる秋田方式というのは検証して、秋田の成功例というのを分析された、そういうことが事実としてございますか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

秋田に行って秋田から学んでということではないですが、情報を収集しながら、研究主任委員会とか教務主任委員会とかありますので、その辺はうちの指導主事を中心にして学力向上の対策はとっております。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

わかりました。では、学力向上というのは全体が底上げをしてこそその学力向上だと思うんです。それは間違いないと思うんですけれども。そこで、例えば県教委では、このごろ県教委のホームページを見ますと、志教育と銘打ってさまざまな施策を打っていらっしゃるようなんですけれども、県と市が連携して学力向上策というものをこれからタイアップしていくなんていう事例はございますでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

志教育の前から多賀城市ではキャリア教育とか、個々に各学校で社会人の方を呼んだりソニーと連携したり、いわゆる夢や希望を持って将来に伸びていくというふうなことは、県で始まったのは前の小林教育長あたりの最後あたりからですから、そんなに何年もないんです。ですから、その前から多賀城市では、志とは言いませんでしたが、やはり希望を持って社会に伸びていく、社会とかかわっていく、社会で役立つ人になるというふうな取り組みは、もう個々に 49 事業、それぞれの学校でやっております。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

いよいよ最後でございます。2 つぐらいあるんですけれども。

小中一貫校が、施設、それから地理的なもの、管理的なもの、あるんですけれども、私は八幡小学校というのが、入学式、卒業式、八幡小学校に行くと、何てこのごろ少ないんだろうと思うんです、入学者が。等々含めて、いろいろ難しいことはあるだろうけれども、意外と小中一貫教育をやるのは八幡あたりが、案外空き教室もあって。八幡の児童が逆に

中学校のほうに行かないで、あそこに踏みとどまって9年間勉強なんていうのも一つの手ではないのかなというのが実はこの質問の発想の原点なんです。ですから、管理面、それから施設、確かにそうです。小学校をもし使うとなったら、小学校のところに中学校のいろいろな、技術家庭室だとかそういうもの、あるいは金工室、木工室みたいなものをつくらないとだめなんでしょうけれども、これも少し考えてみるのも一つの手ではないのかなと。東豊と東小は余りにも大規模過ぎるので。そういうあたりを考えてもどうかかなと思うんです。ですから、これは教育長の答弁のまま理解しておきますけれども、いずれこれは、私もまだ勉強させていただいて、またいろいろと御質問させていただくかもしれませんので、よろしくをお願いします。

それから、最後の図書館なんですけれども、今の図書館ですよ、教育施設というのを前の御答弁では市長部局のほうに返すみたいな話も聞いていたんです。どういうふうに移管してどうするかというのは今後検討していきたいと言うんだけれども、やっぱり教育施設としてあそこは残すべきだと私は思うんです。一つには、ブックモービルの車庫としてあそこは活用すべきだし。そこでなんですけれども、新しい図書館開設後、今の図書館は例えば研修施設としての機能と学習センターとしての2つの機能を持たせて、子供が学校に行っている時間は例えば市職員の研修や救急救命講習会などをあそこで開いて、その後、子供たちが下校してきたならば学習支援、あるいは土曜、日曜に関しては子供たちの学習支援オンリーというふうな形で使っていき、総合的に子供たちが学び、そして自主的に勉強できるような環境をつくるというのは、戸津川議員も多賀城市はすごくいいという褒めの前段の言葉があって質問されたようなんですけれども、そこにもう一つこれが加わることによって、多賀城の児童・生徒を取り巻く教育環境というのがすごく充実するかなと思うんです。私の思いですよ。ですから、その辺あたりも視野に入れて、御検討の際は私の言葉も思い出していただきたいと思うんですけれども。それにコメントというのは、単なる要望ですので、お答えのしようがないので、私の要望にしておきます。

ただ、一度放したものだというのは戻ってこないからね。幾ら市の施設であったって。もう一回教育委員会で使いたいんだけど使わせてちょうだいと言ったって、もう手いっぱいだからだめだよと言われるのがおちなので、どうか教育施設として使うという方向で御検討をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（板橋恵一）

ここで10分間の休憩といたします。再開は4時00分といたします。

午後3時48分 休憩

午後3時59分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

12番阿部正幸議員の登壇を許します。阿部議員。

（12番 阿部正幸議員登壇）

○12番（阿部正幸議員）

私の質問は、通告どおり、大きく2点でございます。

1 点目は、多賀城市立図書館について伺います。

多賀城市立図書館は昭和 53 年 6 月の開館以来、市民の多様な学習意欲に応え、親しみやすく、利用しやすい生涯学習の拠点施設として役割を担ってきました。また、山王地区公民館、大代地区公民館の図書館分室運営や移動図書館車「さざんか号」の運行を行うほか、新しいメディアへの対応や学校教育との連携など、幅広い取り組みを通じて利用者の拡大を図ってまいりました。しかし、開館 35 年を経過した市立図書館は、建物老朽化やインターネット、電子図書の普及などの時代潮流の中で、現在の施設ではこれらの対応が難しいと教育委員会事務局では現状と課題を上げております。そこで、多賀城駅北地区市街地再開発事業に伴う市立図書館の移転について、ことしの 5 月 29 日、議員に対する説明会がありました。また、8 月 27 日の文教厚生常任委員会では図書館移転に関するスケジュールとして多賀城市立図書館移転計画を平成 25 年 10 月までに策定する目標との説明でしたが、その計画の内容についてお伺いいたします。

2 点目に、カルチャー・コンビニエンス・クラブ株式会社と本年 7 月 11 日に東北随一の文化交流拠点整備に伴う連携協定書を交わして 2 カ月が過ぎました。連携協定書の中に、多賀城のイメージを多賀城駅前にてさらに増幅させるためにも地域文化の代表施設である図書館を町の中核に据えた東北随一の文化交流拠点構想を描いている。連携協定の最後には、連携すべき事項は、甲、多賀城市と乙、カルチャー・コンビニエンス・クラブ株式会社が意見を交換し、相互に合意した事項を実施するものとするとなっております。カルチャー・コンビニエンス・クラブ株式会社から多賀城らしい図書館のあり方などについてどのような企画提案がされたのか伺います。

3 点目に、佐賀県武雄市図書館は、武雄市長がもっと多くの方に利用していただきたい、そのために図書館を年中無休で 365 日運営したいとの強い思いがあり、行政で運営するには限界があり、民間の力をかりるしかことから指定管理者制度を導入しました。公明党多賀城市議団の会派でも本年 8 月 1 日に武雄市図書館を視察いたしました。武雄市長みずから会場に来ていただき、新図書館について丁寧な説明をいただきました。武雄市では、図書館が開館以来、視察する団体が多く訪れるようになったため、今では週に 2 回、30 名にまとまった時点で視察を受け入れることとなっており、視察団体の多さを物語っております。

武雄市図書館は利用者側にとってどういう図書館がいいのかを迫りまいりましたが、本市の多賀城らしい図書館のあり方について具体的に伺います。現在の多賀城市立図書館は、1 日平均 300 人から 400 人の利用者がありますが、新しい図書館がオープンした場合、多くの方に図書館を利用していただきたい、このように思っております。ここで懸念するのが駐車場です。駐車場スペースについてどのように計画をしているのか、具体的に伺います。

大きな 2 点目は、高等学校等修学資金に伴う利子補給制度創設について伺います。

義務教育である中学校を卒業して高校入学から大学卒業までにかかる費用は 1,000 万円以上かかると言われております。金融機関には、子供の成長をバックアップ、子供の未来を応援しますなどのキャッチフレーズで教育向けローンがあります。東日本大震災以降、経済的理由により就学が困難な世帯も多くなっており、また不景気や就職難によって収入が減少し、奨学金を返済できない人が年々増加傾向にあります。日本学生支援機構によると、2012 年度末現在、奨学金の要返済者約 323 万人のうち 33 万 4,000 人が返済を延滞しており、延滞者の約 46%が非正規雇用と無職、収入が減ったとの延滞理由は 75.3%となっております。

仙台市は、平成 22 年度から高等学校等修学資金利子補給制度を導入しており、教育の振興を図るため、教育資金に係る国の教育ローンを受けた方を対象に利子補給を実施しております。「高等学校等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る）並びに中学校卒業資格で入学ができ、修学年限が高等学校に準じた期間である各種学校です。家庭の経済的負担の軽減と教育の機会均等を目的として、金融機関の教育向けローンの高等学校等修学資金に伴う利子補給制度の創設を検討していただきたいと思います。

以上、最初の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

阿部議員の御質問にお答えいたします。

新図書館にかかわる御質問のうち、2 点目と 4 点目につきましては私から、1 点目と 3 点目並びに修学資金にかかわる御質問につきましては教育長からお答えしますので、よろしく願いいたします。

初めに、2 点目のどのような企画提案がなされたのかとの御質問でございますが、これまで議員の皆様には本年第 2 回定例会の一般質問や議員説明会などにおいて、東北随一の文化交流拠点づくり構想について御説明申し上げてまいりました。これを実現する上で PPP、つまりパブリック・プライベート・パートナーシップという枠組みの中で、それぞれの強みと資源を最大限活用しながら連携していくことをカルチャー・コンビニエンス・クラブ株式会社と確認をしたところでございます。その一つとして、文化センターと図書館を中核に据えた文化交流拠点に関する企画書を作成していただくことにしたものでございます。内容は、多賀城駅前における東北随一の文化交流拠点づくりに関する総合的なまちづくりの企画として、平成 20 年度に実施した中心市街地活性化にかかわる住民等意向調査のフォローアップや文化交流拠点づくりへの企画提案、多賀城駅周辺整備にかかわるデザイン提案などがございます。まだ具体的な提案はなされておりませんが、市が実施する関連事業の設計や再開発ビルの基本設計を進めていく過程で段階的に提案を受けていくことになると考えております。

4 点目の図書館の駐車場スペースについてでございますが、再開発区域内における全体的な駐車場について御回答申し上げます。再開発ビルに入る予定の図書館、商業施設及び業務施設の関係者並びに多賀城駅北開発株式会社と駐車場のあり方について協議をしておりますが、核となる施設の配置計画を検討する中で、再開発区域内に駐車場を併設することは困難な状況でございます。利用者に御不便をおかけしないためにもできるだけ近接地に計画すべきと考え、現在、旧長崎屋跡地の民間開発を企画検討している方や JR などとも協議しているところでございます。今後のスケジュールに鑑み、約 2 年後には駐車場の供用が必要となることから、早急に需要予測を行い、事業収支なども勘案しながら適地の選定と十分な収容台数の確保に努めてまいりたいと考えております。

私からの回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

(教育長 菊地昭吾登壇)

○教育長 (菊地昭吾)

新図書館の御質問のうち1点目と3点目並びに修学資金に係る御質問について私のほうから御回答を申し上げます。

まず、1点目の図書館移転計画についてでございますが、新図書館は平成27年夏のオープンを目標として、多賀城駅北側に建設予定の再開発ビル内に移転することとしております。このため、現在、第1次図書館基本計画で達成できなかった事業や積み残しとなっている課題の解決策に加え、新図書館の運営方針や運営形態等を盛り込む予定の第2次図書館基本計画を策定しております。それと同時に、新図書館の移転、開館に向けた準備業務のスケジュール等についても、多賀城市立図書館移転計画として来月には策定することとしておりますので、現在その作業を進めているところであります。

3点目の多賀城らしい図書館のあり方についてでございますが、新図書館の運営方針も含め、新しい第2次図書館基本計画の中に方向性を入れていきたいと考えております。阿部議員からは多賀城らしい図書館のあり方について具体的にお答えいただきたいという御質問をいただいているところでございますが、当計画は図書館協議会、社会教育委員会議さらには教育委員会の中で今後、検討、審議をしていくことにしております。したがって、これらの機関での検討や審議経過を大切にしていきたいと考えておりますことから、計画にかかわる具体事項については現段階において回答ができないことを御理解賜りたいと思っております。なお、計画案がまとまった段階で議員の皆様にご説明の機会を設けたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、修学資金に係る利子補給制度についてでございますが、平成22年度から公立高等学校授業料無償制度、高等学校等修学支援金制度が実施されており、さらに生徒の保護者に対して貸し付けまたは給付される各種奨学金制度が整備され、貸し付け条件の緩和や事情による特例措置の追加など、その内容も充実してきていることから、佐藤議員からの御質問にお答えいたしましたとおり、市独自の制度をつくることは考えておりません。

本市におきましては、経済的に困難な状況に置かれている御家庭には、まず無利子で貸し付けを受けられる県の奨学金の受給を勧めるとともに、資金についても無利子の福祉資金等の活用を図ったり、民間の奨学金の情報提供を行うなど、支援に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長 (板橋恵一)

12番阿部議員。

○12番 (阿部正幸議員)

それでは、再質問、1点目から行います。

多賀城市立図書館の移転計画についてということで、今教育長のほうから平成27年の夏にオープンするという計画で進めているというお話がございました。内容につきましても、今さまざま精査しているということでしたが、8月27日の文教厚生常任委員会では、今後この多賀城市立図書館の移転計画に関する検討事項というのが幾つか具体的に挙げられております。これはその中に、運営形態をどうするのかとか、あるいは開館

の日数、365日開館するのかどうかとか、こういうところが盛り込まれておりますけれども、その辺も含めて今検討しているということで、現段階ではこの移転計画の内容というのは、要するに運営形態なのか施設計画なのか、その辺の内容の中身についてはどういう計画書になっているか教えていただきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

先ほども申し上げましたとおり、一つは第1次の基本計画がございました。そのことについての課題の整理整頓が今されております。そして、そういう課題を踏まえながら、それぞれの協議会または社会教育、教育委員会等々に説明をしながらやっていくということでありまして、今、このような形にしてという話はまだ、その3協議会、委員会には話をする段階ではありません。

なお、特別委員会のときにもお話し申し上げましたが、この協議会、委員会の方々には、これから視察ということもあります。こういうものを幅広く見てもらおうかなと思っておりますので、今の段階で、ここまでこうなって、こうしますという御説明の段階にはいっていないということでありまして、よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

12番阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

その移転計画の中には運営形態、先ほど教育長も運営形態という話をしましたが、これが10月末まで決めることになっております。運営形態というのは文教厚生常任委員会でも話がありましたけれども、指定管理にするのか、あるいは一部委託にするのか、さまざま手法はあると思っておりますけれども、それについても10月末までにその3協議会で検討するというのでよろしいのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

駅前開発の全体像というのは市長部局のほうで計画ができていうことでありますので、それに見合うような、当然直営とか指定管理者とかいろいろ多様なものがあると思っておりますが、各視察をして、まとめて、その段階では大方、固めなければならぬだろうと思っております。

○議長（板橋恵一）

12番阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

27年の夏にオープンということでゴールは決まっているわけでありまして、図書館の協議会、さらには社会教育委員会、また教育委員会のその3機関で決定していくということで、10月末までにはこの移転計画の策定が完了するというのでございまして、早目

に、教育長、方針を出していただいたほうがよろしいのではないのかなと、このように私は思います。

そしてまた、多賀城らしい図書館のあり方、これ3点目になりますけれども、先日図書館長が復命した復命書の件でございますけれども、これは文教厚生常任委員会で復命書を出されまして、私も中身を読みました。武雄市図書館の図書館長の復命書は教育長はごらんになりましたか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

ごらんといいいますか、私の判こをついたのは全く御存じの中身でありまして、後から私宛てに送られましたので、ごらんとということではないですが、若干目を通して、あら、これはなんだろうと。そこまで私たちも進んでいないのになあと思いました。

○議長（板橋恵一）

12番阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

文教厚生常任委員会で出された復命書については、25日に武雄市役所とやりとりした内容が出ております。25日初日の分が出されまして、この常任委員会には教育長は欠席でしたけれども副教育長が出席されておりまして、さまざま文教厚生常任委員会から意見が出されておりまして、その中で、武雄市のほうで話をしている中で、CCCのお話もこの中に出ております。そういうところで、CCCの言われたとおりに意見を取り入れなければいけないのかというような本市の質問に対して、武雄市のほうの答弁につきましては、CCC側の意見というのは、むしろ行政ではできない、民間ならではのやり方があったので、それはそれでいいところは大変よかったという話があります。こういうところで、CCCという具体的に連携協定も本市で7月11日に結んでいるということもございますけれども、この点につきまして、教育長は先ほど目を通したということですが、この辺は詳細に復命されておりますが、この内容について教育長は目をとおされてどのように感じられたのか伺います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

話がそこまで進んでいないですよ。今うちらほうではいろいろな……、今大事にしなければいけないのは各協議会とかそれぞれの節目節目に審議をしたりなんなりする方々がいるので、それができ上がっているということはあるわけですが、そういう点では、「何だこれ」ということなんです。それについても、うちの課長そこまで思っていないわけですが、手続を踏んで、そういうものにどうのこうのじゃなくて、約束したということでもないという話を言っていますので。当然、約束して3委員会、協議会、通るわけはありませんからね。これから逐次きちとした対応をしながらやっていきたいということになります。以上です。

○議長（板橋恵一）

12 番阿部議員。

○12 番（阿部正幸議員）

私が申し上げたいのは、7月11日にCCCと本市が連携協定を結んでおりますので、民間の力をかりるところはしっかりかりて、本当にすばらしい図書館をつくっていただきたい、こういう念願があるから教育長にもお話をしているんですけれども。いいものはいい、多賀城らしくないものは、排除するものは排除していくというところをきちんと、復命書の中にも何がよくて何がだめなのかというのが読み取れる内容になっておりますので、これをしっかり教育長も読んでいただいて、そしてそれぞれの図書館協議会なり、あるいは社会教育委員会議、あるいは教育委員会の会議の中で、多賀城らしい図書館というのはどうあるべきなのかというところを、教育長、そのようにお願いしたいと思っておりますけれども、教育長、いかがですか。もう一度。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

私も、2つまざっているのですが、どっちの話をしているのかなと一回さっき思ったんですが、最初の復命書、最初というか真実の中身ですが、これはそのとおりで、十分向こうとのいろいろな調査、これからいろいろなところをやるわけですが、その一つとして、それはそれとして資料としたいと思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

12 番阿部議員。

○12 番（阿部正幸議員）

CCC との話でございますが、続いて市長にでは伺います。連携協定を結んでおりまして、駅前の北開発で、CCC とかいろいろ企画提案、あるいはいろいろな打ち合わせもしながら進んでいると思います。文教厚生常任委員会の席でも、今 CCC とどのような打ち合わせをして進んでおりますかというふうに質問をしたところ、地域コミュニティ課長のほうからお話があったのは、多賀城駅前を目指す文化交流拠点について、いろいろな価値観に対応するためにはどのような文化的なサービスをすることがいいのでしょうかと、こういうお話をしながら CCC と進めているということでございます。議会のほうには CCC とどういう打ち合わせをしているかということについては具体的にはなかなか言えないところもあるかと思いますが、CCC の民間の手法のいいところがあるかと思っておりますけれども、7月11日から約2カ月過ぎておりますが、およそ何回ぐらい CCC とこういう打ち合わせを、今後の多賀城のあり方とかですかね、行ったのか、この辺についてお伺いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

何回かというのはちょっと私のほうからはわかりませんので、公室長から。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

済みません、正確な回数はここに資料を持ってきてございませんけれども、数回、いろいろと駅周辺関係の、特に北開発ビルを中心としながら、さらにソフト面では文化センターとのかかわり合いであるとかそういったことも念頭に、いろいろと提案をいただくということで話し合いを進めてございます。

○議長（板橋恵一）

12番阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

ぜひ、CCCとの打ち合わせについては、何回も申し上げますけれども、民間のいいところをどんどん取り入れていただいて、そして早くこれが青写真を市民の皆さんに出せるようにしていただきたい、このように思っております。

最後に、大きな1点目の最後の駐車場の関係でございますが、先ほどの市長の答弁で、今のところ駅北のほうには建てるスペースがないということで、当初5月29日に議員に説明があったときには、駅北に6階建ての別棟で駐車場があって、屋上の駐車場という計画でございましたけれども、それがなくなったということでございまして、今、長崎屋の跡地を検討しているということでございますが、例えば障害者の方とか、駅北を利用する方の障害者用の駐車場のスペースというのは、どのように考えていますか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

まだ具体的には詳細に決まっていますが、できれば障害者の方はやっぱりビルのそばに、青空駐車場ですか、それを数台設けるというのは当然の話だと思いますので、バリアフリーでもありますし、あとユニバーサルデザインということもありますので、これは当然優先的にやりたいと思っています。

さらに、数の問題がありますけれども、再開発事業の全体でどのぐらいの駐車場が必要になるかわかりませんから、数が多くなれば、その分、身体障害者の分も多くなるということになりますので、全部が全部、敷地内に入ることにならないと思います。不足分は、まとまった駐車場のほうにも身体障害者用の駐車場をつけるという形になると思いますが、いずれにしても使いやすいように1階の部分で、すぐ乗り降りできるような形にはしなければいけないと思っています。

○議長（板橋恵一）

12番阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

障害者用の駐車場の確保については安心いたしました。

また、新しい図書館になるということで、駅北も再開発ビルということで、多くの方が多賀城にお越しになると思いますし、交通渋滞の原因にもなるかもしれないということもありますので、駐車場に関しましては極力、十分なスペースの確保ができるように検討、またこれから建設に向けて頑張っていただきたい、このように思います。

そしてまた、多賀城市にとってこの再開発事業というのは本当に失敗は許されない、こういう事業でありますし、中心市街地の活性化、あるいは駅前のにぎわいをつくる大事な役割がある、このように認識しております。図書館を駅前に持つてくることにつきましては、先ほど市長も申し上げましたけれども、文化センターとか、また政庁跡という歴史的な文化とどう図書館を結びつけていくか。これについてはまた CCC のほうからも企画提案もあったり、あるいは本市からもいろいろな要望も出していくかと思っておりますけれども、どうか多賀城らしい図書館、そしてまたゆるぎない方向性を一日も早く、市長のリーダーシップのもとで、また教育委員会と連携を図りながら、市民から喜ばれる図書館をつくっていただく努力をしていただきたい、このように思いますけれども、一日も早くお願いしたいと思いますが、市長の決意を聞かせてください。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

阿部議員おっしゃるとおりだと思っております。ですから、何回も同じようなこととお話し申し上げるかと思っておりますけれども、やっぱり文化センターと駅とうまくマッチできるようなスタイルの、多賀城の「へそ」として、文化交流拠点たるところということで、史都多賀城にとっては非常に趣のある地域性を帯びてくるのではないかなと。私自身も、そういうまちづくりでないと困るということで、多賀城らしさということも CCC のほうにも強く訴えてまいりたいと思っておりますし、前から私申し上げているように、文化センターから帰るときには脇の音楽への道という、私が勝手に名前をつけたんですけど、それがいいのかどうか後で皆さんに判断してもらいたいとも思いますし、それとつながって駅に行けるということです。多賀城駅の周辺自体も多賀城にふさわしいたたずまいになるということで、にぎわいができるまちづくりに持っていきたいということでございますから、それに邁進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

12 番阿部議員。

○12 番（阿部正幸議員）

大いに期待しているところでございます。

2 点目、高等学校等の修学資金に伴う利子補給制度の創設につきましては、教育長の答弁で、考えておりませんと。これは前段、佐藤恵子議員の答弁と一貫して変わらないということでございます。この一般質問をする前に私、教育委員会のほうに行きまして、副教育長のほうにこの制度の説明を申し上げました。当然、本市ではこの制度を多賀城市の方が何人利用しているかわからないという状況でございます。これは国でやっている制度でございます。仙台市のほうでは平成 22 年からこの制度を導入して、この 3 年間で 254 人の方が仙台市では利子補給制度を利用しております。

一方、多賀城では、先ほど教育長の答弁がありました。いろいろな県の制度、またさまざまな無利子の奨学金制度がありますけれども、なかなかその条件に合致しない、あるいは学校の校長の認定がいただけない、ところが高校に進学したいけれども進学資金で何とか民間の国の教育ローンを借りて進学することができた、入学金を払うことができた、そういう方々もいるんです。国の機関に私確認しましたら、平成 22 年から 3 年間で多賀城では 32 名の方がこの制度を利用しているということでございます。そのような中で、副教育長には市民からこういう要望はなかったですかということで聞きましたけれども、今

のところ要望はありませんと。確かに、この制度をまだ教育委員会ではよく把握もされていないということだから、そういうことなのかなと私は思っておりますけれども。先ほどは答弁の中で「考えておりません」と、そういうちょっと冷たい答弁でございましたが、仙台市でも254の方が利用しているということを考えますと、今後この制度をよく研究していただいて、教育委員会での答弁はなかなか難しいのであれば市長のほうに、市民の声を真摯に聞く市長に、この制度をよく研究していただいて、市民から要望があれば検討していく方向でもいいのかなと、このように思いますけれども、市長、答弁よろしく願います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いろいろ周囲の状況とか教育長とも今回のことでいろいろ話し合っ、どういう方向になるかまだわかりませんが、いろいろとしんしゃくしていきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

12番阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

ぜひ、市民の目線に立って、市民側の立場で、よろしく願いたいと思えます。

以上でございます。

日程第3 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

○議長（板橋恵一）

日程第3、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長から指名することになっております。

職員に所属委員会及び氏名を朗読させます。

○事務局長（伊藤敏明）

それでは、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の氏名を朗読いたします。

1つ目、総務経済常任委員会委員。伏谷修一議員、藤原益栄議員、森長一郎議員、根本朝栄議員、竹谷英昭議員、板橋恵一議員、以上6名でございます。

次に、文教厚生常任委員会委員。戸津川晴美議員、江口正夫議員、米澤まき子議員、佐藤恵子議員、阿部正幸議員、昌浦泰己議員、以上6名でございます。

次に、建設水道常任委員会委員。柳原清議員、深谷晃祐議員、金野次男議員、松村敬子議員、雨森修一議員、吉田瑞生議員、以上6名でございます。

次に、議会運営委員会委員。江口正夫議員、深谷晃祐議員、藤原益栄議員、根本朝栄議員、吉田瑞生議員、竹谷英昭議員、以上6名でございます。

以上で朗読を終わります。

○議長（板橋恵一）

ただいま朗読のとおり、各議員をそれぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に指名いたします。

○議長（板橋恵一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす9月27日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さんでございました。

午後4時37分 散会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年9月26日

議長 板橋 恵一

署名議員 竹谷 英昭

同 柳原 清